# 速記録

# 淀川水系流域委員会 地域委員会

日 時 令和4年月12日(月)

午前 9時04分 開会

午前11時45分 閉会

場 所 WEB+書面開催

## [午前9時04分 開会]

#### 1. 開会

○事務局(近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田)

では、これより淀川水系流域委員会地域委員会を開催いたします。本日の司会を務めます近畿地方整備局 河川計画課の森田です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の委員会ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のためWEB開催と書面開催を 併用しており、委員会の様子は動画配信サイトYouTubeでリアルタイムで配信を行ってお り、会議中のみ閲覧可能としております。

議事に入ります前に、本日の資料リストを画面のほうで表示をいたします。

委員の皆様におかれましては、事前にお送りしております資料のほうをごらんください。 傍聴の皆様におかれましては、整備局のホームページから資料の入手が可能となっており ますが、会議中は随時資料を画面に共有いたしますので、こちらをごらんください。

続きまして、会議運営に当たってのお願いでございます。

ご発言の際には、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。また、本委員会では、一般傍聴の皆様からのご発言の時間は設けてございませんが、別途実施いたしましたパブリックコメントによる意見の聴取の結果におきましても、整備局のホームページでご紹介しておりますとともに、本日の資料としましても添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

では、ここから議事に入ってまいります。

淀川水系流域委員会規約第3条の2により、議事進行は委員長にお願いすることとされておりますので、中谷委員長、以降の議事をよろしくお願いいたします。

## 2. 議事

淀川水系河川整備計画(変更原案)に関する委員からの意見

## ○中谷委員長

皆様、おはようございます。お疲れさまです。よろしくお願いいたします。

それでは、早速始めさせていただきます。本日の議事といたしましては「淀川水系河川 整備計画(変更原案)に関する委員からの意見」ということで、まずは事務局から説明を お願いします。

○事務局(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮)

河川調査官の成宮でございます。それでは、早速、資料のほうをご説明させていただき

ます。

委員長、資料がたくさんありますけれども、一括で全てご説明させていただいてもよろ しいでしょうか。

## ○中谷委員長

ええ、その流れでお願いします。

○事務局(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮)

はい、よろしくお願いします。それでは、まず資料1-1をお願いいたします。

こちらは、議事概要でございまして、前回3月22日の議事の概要でございます。あらか じめ、委員の皆様にはご確認いただいたものを添付させていただきました。

資料1-2をお願いいたします。こちらも、同じく3月23日の専門家委員会の議事の概要でございまして、参考に添付させていただいておりますので、ご覧いただけたらと思います。

続きまして、資料2-1でございます。こちらが前回同様、先ほどの議事概要で記載しております、委員の皆様からいただいたご意見を真ん中に記載してございまして、それに対して前回委員会の中で回答させていただきました答え、それから反映させていただきますといったものについては「計画の案に反映予定」ということで記載してございます。

それから、委員会の中で後日参考資料でご説明をいたしますということで申し上げましたところは、「参考資料を作成」ということで記載してございます。後ろのほうに、書面で参加の委員からいただいたご意見ですとか、前回、委員長のほうからございました詳細については書面で提出をといった求めに応じまして書面で提出いただいた方もいらっしゃいますので、それについては別紙といったようなところで添付させていただいているところもございます。

1点、前回のご意見の中で用語の解説について求めていただいたことがございました。 中ほどに書いてございますけれども、変更原案の中で「参加」「連携」「協働」などといった 用語をたくさん使っておりますけれども、使い分けについてルールのようなものを整理し たほうがいいのではないかというご意見でございましたので、今回整理した資料を添付し てございます。それが資料2-2になります。

「語句の整理」ということで書いてございますけれども、下のほうに※印がありますけれども、一般的な用例にかかわらず、今回この淀川水系河川整備計画(変更原案)の中で 我々が用いている使い分けについて整理させていただいたということになってございます。 したがいまして、法律で規定されている内容ですとか辞書に書いている文言と整合がない といったこともありますが、そういったことでご理解いただけたらと思います。

まず、「参画」という言葉を使ってございます。こちらにつきましては、河川管理者が 行う取り組みに対しまして、河川管理者以外の方が中に入っていただいて一緒に取り組む こと、これを参画というふうに呼んでいます。

続きまして、「協働」でございます。こちらにつきましては、共通の目的に向けて河川管理者と河川管理者以外が一緒に取り組むわけですけれども、それぞれの立場と役割の中で共通する部分をつくって一緒に取り組むこと、そのことを協働というふうに言ってございます。

次が、「連携」でございます。こちらも同じ共通の目的に対して、それぞれの立場と役割を果たしていくということでございますが、こちらは共通の部分ではなく、おのおのの立場や役割を果たすことで共通の目的を果たす、こういったやり方を連携というふうに呼んでおります。

それから、「支援」でございます。これは、河川管理者以外の方が取り組んでいただいています取り組みに対して河川管理者がサポートをすること、これを支援と呼んでいます。 次が「協力」でございます。これは先ほどと逆のパターンでして、河川管理者が行っている取り組みに対して河川管理者以外の方がサポートしていただくこと、これを協力というふうに言ってございます。

以上、おおむねこの変更原案の中で用いています用語については、こういったルールで使っておるわけでございますけれども、ご意見を踏まえまして再度見直しを行った結果、少し見直すべきところもございましたので、あらためてチェックをさせていただきまして、この定義に合っていないところについては修正をさせていただきたいというふうに思ってございます。ご意見、ありがとうございました。

続きまして、資料3-1でございます。

こちらも前回の委員会の中、専門家委員会、地域委員会双方におきまして、気候変動のところで目標の雨を1.1倍にしているものについて、1.1倍の考え方ですね、全国一律1.1倍なのかとか、1.1倍の扱いをどうしているのかといったこと。それから、目標の流量について、現在の整備計画の目標と変更原案における目標の流量と、ピーク流量だけが記載されているんですけれども、時系列の変化をグラフにして示してほしいといったようなご要望がございましたので資料を作成させていただきました。

まず、1ページ目でございます。こちらにつきましては、変更原案に書いています整備計画の目標ということで、前回ご説明したものと同様のものを書いてございます。既往最大洪水を目標にしてございましたが、それを更新したものがあるかどうか、それから現行の目標の1.1倍の流量がどれぐらいになるか、両方の観点で確認をして、大きいほうを取るということにしてございまして、宇治川、桂川は目標を更新した平成25年台風18号、それから木津川、猪名川は目標を更新する洪水がございませんでしたので現行目標の1.1倍のほうが大きくなるということで、変更原案における目標ということにさせていただいているということでございます。

次のページをお願いいたします。これは、本省のほうの検討会の中で出ています資料の「気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言【概要】」といったものでございます。これは、そのまま資料を持ってまいりました。この資料の中の右上の黄色いところでございます。「将来降雨の変化」というところでございまして、将来降雨の変化倍率というところがございます。全国の中で北海道と九州北西部以外のところと、その他の部分と分けて黄色とオレンジということになってございます。淀川水系につきましては、その他の地域というところに合致いたします。それぞれの地域につきまして、IPCCのレポート、国連の調査機関のレポートの中で幾つかの気候変動のシナリオがございますが、一番気温の上がらないパターン、これがRCP2.6シナリオということで2℃上昇。それから、一番上がるほうのパターンでRCP8.5シナリオの4℃上昇、この両方を記載しているものでございます。黄色のところを見ていただきまして、その他の地域で2℃上昇のところは1.1倍と書いてございます。この1.1倍を用いて変更原案の中でも取り扱っているということでございます。

それでは、この1.1倍はどのようにして定められているかというのが次の資料でございまして、全国一律かというお話がございましたが、これは脚注のほうに書いてございます3月31日に、これも本省のほうの社会資本整備審議会の小委員会の中でご説明させていただいた資料でございますが、全国、北海道から沖縄までを降雨特性の類似する地域に分類をしてございます。15の地域に分割をいたしまして、分割した地域ごとに過去の実績降雨からの統計処理ですとか、分割ごとの気候変動の予測等々を比較分析いたしました。

分析の結果が次のページになってございます。この赤い枠のところ、治水計画に反映する値の2℃上昇というところになってございます。まず、地域区分ごとのSST(海面水温の将来変化)の分析の手法が6手法ございますが、この6手法のパターンの幅ですとか平

均値、その他全国的な分布状況等々を勘案いたしまして、全国の平均的な降雨量の変化倍率を設定することにしてございます。

結果といたしまして、北海道だけ少し全国の平均的なということにはならないようでございまして1.15倍ということでございますが、その地域にはおおむね1.1倍でよいということで設定がされてございます。

ちなみに、参考までに上のほうに4℃上昇を書いてございますが、こちらは降雨継続時間によって少し倍率が違うようでございまして、淀川水系の場合は降雨継続時間が24時間でございますから、この12時間以上というところでございまして、その他の地域1.2ということになります。詳細につきましては、この小委員会の資料、本省のホームページのほうで公開されておりますので、またごらんいただけたらと思います。

続きまして、この1.1倍をどのように扱っているかということでございます。

今、表示していますグラフが時間ごとの雨の量でございます。 1 時間ごとの雨の量、実績降雨の量を青色で表してございます。降り始めから降り終わるまでの雨の量になってございます。このうちピーク流量の発生に寄与する時間、計画降雨の継続時間でございますが、その時間に該当する部分の降雨を1.1倍するということにしてございまして、この赤い、棒グラフの上に少し乗っかっている部分、この部分に24時間の部分を1割増しにして雨をつくっているということになります。

この雨を用いまして流出計算により流量を算出したのが次の資料でございまして、これは前回のご説明の中で出てまいりました。各地点ごとのピーク流量を表しています。これは、ピーク流量でございますので、このピーク流量に至る全体の時系列ごとの変化をグラフにさせていただきました。それぞれの地点ごとのグラフになってございます。雨の量のグラフが先ほどと上下逆さまになって、上からぶら下がっている形になっていますけれども、上部に雨のグラフ、それから下のほうに流量のグラフということで、それぞれ比較をして描かせていただきました。

雨の量の時間ごとの変化ですとか、それから全体の量というのは、それぞれまちまちでございますけれども、例えば左下の宇治川のところを見ていただきますと、雨の形が随分違うわけですけれども、流量がいずれも1,500㎡/sということになってございます。これは、この流量の算出に当たりまして、上流での堤防からの氾濫ですとか、洪水調節施設による貯留の状況等をこの中に加味してございます。例えば、宇治川の先ほどの宇治でございましたら、ちょうど天ヶ瀬ダムのすぐ下流になりますので、雨の量が多少変わっても天

ヶ瀬ダムがしっかりと洪水調節をしている間は、天ヶ瀬ダムの放流量によって流量が規定 されることになりますので、雨の形と流量の変化というのが1対1で変化していないとい うのはそういった事情でございます。

次のページをお願いします。残ります木津川、猪名川の状況も同じように整理をさせて いただきました。

続きまして、資料3-2でございます。こちらは専門家委員会の中で大戸川ダムの代替 案についてどういった検討したのかというご質問がございまして、前回の委員会の中で大 戸川ダムの検証の中で実施をしておりますというお話をさせていただきましたが、検証が 5年前になりますので、この5年間で状況の変化があるんではないかということのご質問 を受けましたので、この5年間、前回の検証からの変化について整理させていただきまし た。専門家委員会でのご質問でございましたけれども、参考までに地域委員会のほうでも ご紹介させていただきたいと思います。

まず、大戸川ダムにつきましては、全国的な統一ルールに基づきまして事業評価としての検証を平成28年に実施してございます。この検証におきましては、ダムを含む計画案のほかに複数の代替案、例えば河道掘削の案ですとか、遊水地の案ですとか、放水量の案、既設ダムのかさ上げですとか、あと水田の保全ですとか、雨水浸透・雨水貯留、既設ダムの容量の活用、利水容量の活用、こういったものを組み合わせて代替案を作成して比較してございます。

比較する指標といたしましては、2つ目の丸に書いてございます、安全度、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響、こういった7つの評価軸に基づいて評価をしてございます。

当時のダム検証につきましては、現行の河川整備計画の目標流量を対象に検討を行って ございまして、今回整備目標を変えて、整備内容も拡充を図るということをやってござい ますので、それを踏まえますとダム検証時から現在までで幾ばくかの変化点があるのでは ないかということでございます。

aからeまで5つほど記載してございますが、おおむねこの5つの変化が考えられるのではないかということでございます。

1つ目は、現行の河川整備計画に位置づけられた事業がこの5年間で進捗をしたという ことでございます。2つ目が目標流量の見直しと、それに伴う整備内容の拡充を行ってい くということです。3つ目が利水容量の事前放流について治水協定を締結いたしまして実 施を実際にやっておりますので、ここも変化点。それから、流域治水協議会につきまして も実際に議論をしながら進展をしてございますので、これも当時からの変化点ということ でございます。それから、最後は働き方改革ですとか物価の変動、消費税も8%から10% に変化してございますので、こういった社会的変化もあるのではないかと。

こういったものについて、定性的に評価をさせていただきまして、まず最初に結果のほうを書いてございますけれども、結果といたしましては、いくらかの変化はございますけれども、総合的な評価に影響を与えるような大きな変化はなかったと思ってございます。

個別の評価につきましては、次の表になってございます。少し表が細こうございますので、お手元の資料をごらんいただけたらと思います。

まず、一番左の列が現行計画の(大戸川ダム計画案)になってございます。そこからずっと右のほうに(河道掘削案)(放水路案)(遊水地案)(瀬田川新堰案)(既設ダムのかさ上げ案)(利水容量の買い上げ案)、水田の保全ですとか雨水貯留・雨水浸透というような対応といったことでずっと書いてございます。

右のほうの3つが、いわゆる流域内での貯留を大戸川ダムの代替にするという案になってございます。白い枠のところは当時の検証の結果をそのまま記載してございます。黄い色のついた枠のところが、今回改めて評価をし直したというところになってございます。

まず、整備計画レベルの目標に対して安全を確保できるかといった視点でございますけれども、こちらにつきましては現行の河川整備計画に位置づく事業の進捗があったということの一方で、目標の見直し及び整備内容の拡充をしますので、拡充をすれば目標流量を安全に流すことができるということで、これについては変化はございますが、全ての案について共通した変化ということでございます。

それから、その下が目標を上回る洪水自体が発生した時にどういった状況になるかという視点でございます。これにつきましては、下のほうにいっていただきまして黄色い枠がございますが、現在、治水協定に基づく事前放流を実施しておりますし、それから流域治水の推進を行っておりますので、こういったものによって被害軽減の効果の拡大が見込まれるということでございます。これも、おおむね全ての案について共通した変化ということでございますが、一点、右のほう、先ほどご説明しました流域内での貯留部分について、大戸川ダムの代替案として使ってしまう案につきましては、赤い字で書いてございますが、この部分を大戸川ダムの代替ということでございますので、目標とする計画を調節するために先に使用してしまいますので、目標を上回る洪水が起こったときには、こういう部分

については既にもう容量を幾らか使ってしまっているということになりますので、この分、 効果が目減りしているのではないかという評価にしてございます。

次のページでございます。同じく安全度で、段階的にどのように安全度が確保されていくのかというところでございますが、これにつきましては現行の河川整備計画の整備メニューをこの5年間進捗してまいりましたので、この部分は短期化をしていくということです。一方で、拡充するというメニューがございます。この部分は伸びるということになりますけれども、いずれにいたしましても全ての案について共通した変化ということでございます。

それから、次に変化のあったところでコストのところでございます。ここにつきまして も、整備内容の拡充を行うことでコストが増加いたしますが、これについても全ての案に ついて共通した事項。それから、現行計画の事業進捗に伴う残事業費が減少してございま すが、これも、どの案につきましても同じように事業進捗してございますので、共通した 変化ということになってございます。それから社会的変化の変動も、どの案についても共 通した変化ということでございます。

1点違いますのが、その下のほうに赤字で書いてございますけれども、大戸川ダム事業につきましては、大戸川ダム案については付替道路部分を進捗してございますので、この部分の残事業費は減少してございますが、代替案については事業進捗してございませんので、ここはないということになりますので、この部分は変化の違うところということになります。

それから、その下の維持管理でございますが、維持管理にかかる費用につきましては、 社会的変化による変動が考えられますが、これも全ての案に共通した変化ということでご ざいます。

それから、一番下でございます。その他のところですが、代替案につきましては、大戸川ダムを中止することに伴う費用というのが発生する可能性があるわけですけれども、この5年間で付替道路を進捗させましたので、検証時と比べましてこの部分について中止に伴う費用が減少する可能性というのはございますが、大戸川ダム案につきましても、その分進捗させた部分のコストが減少してございますので、相対的な比較は変わらないのではないかなということでございます。

次のページでございます。実現性のところでございまして、土地所有者との協力の見通 しにつきましては、全ての案について変化はございません。それから、他の関係者との調 整の見通しですとか、法制度上の観点からの実現性の見通しにつきましても、おおむね、どの案についても変化がないわけでございますけれれども、1点、一番右側でございます。流域治水関連のメニューを代替案として使う部分につきまして、流域治水の協議が進んでいますので、対策の実現のためには引き続き関係機関との調整が必要だということ。それから、今、流域治水の関連法案が国会のほうで審議されてございますが、この法制度の検討が進んでおり、流域治水の枠組みの強化がされるということが期待されるという評価にしてございます。

それから、続きます持続性については、変化はございません。

次のページの柔軟性のところでございます。柔軟性につきましては、地球温暖化や気候変化、それから社会環境の変化など、将来にわたる不確実性に対して柔軟に対応することができるかどうかといった視点でございます。これにつきましては、流域治水の推進によりまして、地球温暖化ですとか社会環境の変化に対して、これまで以上に柔軟に対応できる可能性があるということになりますが、これはどの案についても共通して言える変化ということでございますので、共通評価にしてございます。

それから、地域社会への影響につきましては、ここも、おおむね大きな変化はございませんが、1点、ダム案のところで、近年ダムツーリズムの人気によって地域への効果が高まっている可能性があるということと、それから一番左下にございます大戸川ダム案のところで、地域間の利害の衡平への配慮がなされているかというところでございます。現在、各上下流の沿川自治体と意見交換を行いながら、関係府県とも6府県調整会議を実施したことをご紹介させていただきましたけれども、こういった中で意思疎通を行うことにより整備計画の変更を今やる、実施する手順に進んでございますので、こういったところについては各自治体の理解が進んでいるというふうな評価になるかと思います。

次のページでございます。環境への影響、これにつきましては、どの案についても変化 はございません。これは環境への影響がないということではなく、影響があるものも、な いものも共通して変化がないということでございます。

続きまして、資料3-2 (参考) でございます。こちらは大戸川ダムの事業費についてのご質問がございました。事業費につきましては、我々のほうでダム事業費等監理委員会という別途学識者の方にご意見を聞く会議を持ってございまして、これは4月8日に開催をいたしまして、大戸川ダムの建設事業の事業費と工期につきまして、ご意見を頂戴いたしました。これは、流域委員会とは別の枠組みでございますけれども、参考までにご紹介

をさせていただくというものでございます。

事業費につきましては、残事業400億円について、その妥当性ですとか、あと変動要因ですとか、コスト縮減の観点等々についてご意見をいただきました。おおむね、現時点では残事業費の変動要因等々につきまして、今確実なところは、既に付替県道大津信楽線につきましては事業費が執行済み額で27億円を超過している部分があるといったことですとか、未執行の部分の変動要因としましては、これから地質調査等を踏まえまして本体関連の調査が進むことで、数量・工程への影響がある。それから、コスト縮減策をこれからどんどん考えていかなければいけないといったことに加えまして、社会的要因の中で働き方改革ですとか労務単価、資材単価、消費税の増税等々の変化がございますけれども、いずれにしましても今後調査をしなければ、なかなか確定することができないという不確実という中でご審議をいただきました。

結果といたしまして、現状わかり得る範囲の中では妥当であるというご意見と、流水型 ダムであるという特徴を踏まえまして、技術的な観点、コスト縮減の観点から、さらに努 力をされたいというご意見をいただいたということでございます。参考に見ていただけた らというふうに思います。

次が資料3-3でございます。こちらにつきましては、前回の委員会でご説明させていただきました進捗点検を毎年やってございます、皆様にお世話になっているところでございますけども、進捗点検の中でいただいたご意見等を我々がこういうふうに対応させていただいていますというようなお話をさせていただいたことを変更原案の中でどういうふうに反映しているかといったところで、前回こんな方針で反映していますよという説明と、環境の事例を用いましてご説明したところでございますが、今回、同じ方向性、方針に基づきまして全ての項目について整理をさせていただきました。

1点、この少し下のほうにございますけれども、真ん中の欄が進捗点検のところのご意 見と、それに対する対応を書いてございまして、赤い字が変更原案の中で書きぶりを変更 させていただいたところになってございます。

例えば、この46番のところでございますが、ここは全ての字が黒でございまして、書きぶりの変更をしてございませんが、こういったものにつきましては進捗点検の中で現在やっています取り組みを引き続き頑張ってやりなさいよといったご意見ということ。あと視点について、もう少しこういう視点で見たらどうかというアドバイス等をいただいてございますが、変更原案の書きぶりを直すところまでは至らないものということでございます

ので赤字がないわけでございますけれども、進捗点検で議論された項目ということで、同 じように整理をさせていただきました。

それから、最後に参考資料でございます。

参考資料の1は変更原案そのものでございまして、参考資料の2をお願いいたします。 こちらにつきましては、「住民からのご意見と対応方針」ということで、前回の委員会 の中でも住民からのご意見についてちょっと教えてほしいなという話がございましたので、 参考にごらんいただけたらということで添付してございます。

住民意見につきましては、パブリックコメントと公聴会を実施してございます。いずれも3月中に開催を行いまして終了してございます。

4ページをお願いいたします。全体の総数でございますけれども、201件のご意見をいただきました。一番多かったのが治水・防災に対するご意見で、半分の101件、その次が河川環境全般に関する意見といったことでございますけれども、少ないながらも人と川とのつながりですとか、利水、利用といったところにもご意見をいただいておりまして、満遍なくご意見をいただけたのではないかなと思ってございます。

いただいたご意見の対応でございますけれども、1ページ戻っていただきまして、ここにまとめさせていただきました。非常に多岐にわたる項目について記載ぶりの修正ですとか、内容に関わるものについて多数のご意見をいただきました。それらのご意見につきましては、いずれも貴重なご意見でございましたので、事実関係を確認して文章を推敲した上で計画案に反映したいと思っております。

特に大戸川ダムにつきましては、多様なご意見をいただきました。全体の中で数としては一部分であったわけですけれども、内容としましては事業推進を求めるご意見、これが一番多かったわけでございますが、一方で代替案のご提案もございました。しかしながら、いずれの案も治水対策が必要という点では共通していまして、治水対策がもうこれ以上要らないからダムは要らないんだといったようなご意見はございませんでした。

代替案を求めるご提案といたしましては、既存ダムの洪水調節機能の強化ですとか、流域治水を進めるべきだとか、堤防強化、遊水地の有効活用、それから淀川の下流の橋梁の架け替えといったものを期待するご意見といったことでございました。これらにつきましては、前回も変更原案の中でご説明をいたしておりますけれども、全て変更原案の中に記載している事項でございますので、ご意見を踏まえまして計画の案にするときには、さらに記載ぶりを充実していきたいと思ってございます。

それから、迅速な河川整備計画の変更ですとか事業推進といったものを求めるご意見をいただいている一方で、丁寧な説明を求めるといったようなご意見もございました。こういったものにつきましても、良好な河川環境の保全ですとか治水対策を進めていく上で河川管理者だけでできるものではございませんし、住民の皆様のご理解というのは不可欠であるということがございますので、今回の整備計画の変更のプロセスに限らず、実際現場のほうで実施する際は、さらに丁寧に説明をして住民の皆様にもご意見を伺いながら、丁寧な説明を行って実施してまいりたいと思ってございます。

ちなみに、下へいっていただきますと意見のほう、記載ぶりでございますけれども、各項目ごとにいただいたご意見を並べてございます。表のほうに整理をさせていただきましたが、我々のほうで概要を抜き取ってまとめさせていただいたわけではなくて、いただいたご意見そのものを掲載してございますので、申し添えさせていただきます。

資料といたしましては、以上でございます。

# ○中谷委員長

説明ありがとうございました。今ほど、資料とともに特に治水の目標のあたり、気候変動の結果、倍率を採用しているというような話がありましたし、昨今、台風とかの状況を見ていますと、以前は九州から四国、紀伊半島、そして東海ぐらいまでという感じやったんですけど、関東あるいは北のほうへ台風が上陸したりというようなことからも、そういう変動というのは現実のものとなっているんだろうなという感じもしますし、そういうところの雨のパターンなりも示していただいたところです。

あと、パブコメなりの意見もそのまま載せてもらっているようですし、先ほどの説明の 中で対応も十分考慮して変更計画案をまとめていくというようなお話があったところです。

では、これから変更原案に対する委員さんからの意見を聞かせていただく時間としますが、委員の皆様、ご意見いかがでしょうか。また、今の説明に対しての質問等がありましたら、ご発言いただければと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。

# ○須川委員

ご説明ありがとうございました。資料2-2、語句の整理。平山委員がご指摘されたことですが、これはとても大切な整理をされていると思います。

それで、ちょっと気になった点ですが、「支援」というのと「協力」。「支援」のほうは、河川管理者以外の取り組みに対して河川管理者がサポートすることが「支援」ですね。 次に「協力」、河川管理者が行う取り組みに対して、河川管理者以外がサポートすること。 出てくる団体や機関は違いますけれど、支援と協力の定義は同じ文章ですね。だから、ある団体がある団体を支援する。だから、例えば「協力」という言葉はどっちも協力です。河川管理者が河川管理者以外を協力するというのも支援になってしまうし同じです。だから、「支援」と「協力」は同じ定義をされているのに、何で言葉が違うのかと、ちょっと気になりました。

全体としては「連携」など、まだ頭の中にちゃんと入ってないいですけれど、このような整理は大切と思いますが、ちょっと気になりましたので、もし、何か説明をいただけたらありがたいです。あるいは、まだ変わってくる可能性もあるのかとか、そのあたりはどうですか。

# ○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

すみません、私からお答えいたします。一般的な言葉としては、どちらも「協力」でいいと思いますが、河川管理者に協力していただける団体などを河川協力団体と法的に定義しているので、河川管理者に協力していただけるものは「協力」という言葉を使わせていただいています。逆に、河川管理者が皆様のことをサポートする場合は、今までの整備計画上「支援」という言葉を使ってきたので、そこを踏襲させていただいているという形でございます。

#### ○須川委員

だから、関係によって、その関係者等もいろいろ性格が違いますよね。

○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

河川管理者が助けてもらうのか、助けるのかという違いだけでございます。

## ○須川委員

はい。だから、多分今おっしゃったように、一応定義されていても、今までのことも踏まえて使われるという感じで理解してよろしいのでしょうか。

○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

はい、その理解で結構でございます。

## ○須川委員

はい、わかりました。

## ○中谷委員長

須川委員、ありがとうございました。今、部長からお話があったとおり、河川管理者の 整備計画ですから、前回、前々回も私は申し上げたように、河川協力団体ということもあ り、辞書に「支援」どうのと書いているところはもちろんあるんですけれども、意味としては須川委員がおっしゃったように同じことではあるんですけれども、その主体といいますか、そちらから見てどうかというような区別で整備計画ではこう書いていこうかというように理解しました。須川委員、それでよろしいでしょうか。

## ○須川委員

はい、ありがとうございました。

## ○中谷委員長

ありがとうございます。

はい、上田豪委員、どうぞ。

## ○上田豪委員

今の説明で結構やと思います。ただ、部長からの説明の中で、河川協力団体は河川管理者がすることに対しての協力という言い方ですけれども、河川行政そのものへの協力ということで、河川管理者がやろうとしていることに対しての協力ではないという意味の協力やと、もうちょっと大きな俯瞰的な協力やということで、何か今進めようとしていることに対してバックアップするよということではないと思いますので、河川事業協力団体ではない、現行事業の協力団体ではないということだけでは、ちょっと確認しておいたほうがいいかなと思いまして、すいません。

## ○中谷委員長

ありがとうございます。人と川のつながりの中でNPOとか河川レンジャーとか、それに加えて河川協力団体制度もできましたねということもお話しさせていただいたんですけれども、今の上田委員のご意見もあるんですが、単純にさっき言いましたNPO、河川レンジャー、河川協力団体ということを並べるのではなしに、こういう趣旨で河川協力団体もできました的なところを少しつけ加えておいていただくと、案としてもわかりいいのではないかなというふうに今感じました。はい、上田委員ありがとうございました。

## ○上田豪委員

ありがとうございます。

# ○中谷委員長

ほかの委員の皆様いかがでしょうか。

考えていただいている間に、雨のグラフとか見せてもらった中で、説明の中で当然基準 点での流量があり、そこに至るまでは当然、上流部分での氾濫ボリュームをさっ引いてい ますよというようなお話もあったんですが、例えば細かいところではなしに、どういう川 筋では今そういうことを考えざるを得ないみたいなところがありましたら、ちょっと説明 をいただけるとありがたいですが、いかがでしょうか。

# ○事務局(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮)

ご説明させていただきます。資料 3-1 の 7 ページをお願いします。上の欄にあります 淀川のところ、これは昭和47年の台風20号の1.53倍というのがございます。これは淀川の 枚方地点上流域の計画の雨でございます。これにつきましては、この雨が発生していると きは現在の桂川の能力でいくと、もう堤防から水があふれている状況でございまして、堤 防からあふれた分がさっ引かれたものが淀川に届いた上での、現行でしたら 1 万700 m²/s、変更原案においては 1 万800 m²/s、こういった状況でございます。

## ○中谷委員長

そうですね。当然、上流の改修のレベルがあるので、どこの川筋でもそういう状況になっているという理解でよろしいでしょうかね。

○事務局(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮) はい、結構です。

## ○中谷委員長

はい、ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。はい、上田委員、どうぞ。

#### 〇上田豪委員

続けてすみません。治水の数値的なことも私自身はなかなかわかりにくいんですけれども、ただ考え方として狭窄部を切り開くとか、あるいは切り開くその前に河床を掘削するとか、こんな話があるんですけれども、その数値的な妥当性とかいうことの前に、我々が一番押さえておかないといけないのは、狭窄部が川筋にはあると思うんですが、そこの狭窄部から狭窄部の間で全て対策を行うと。例えば、霞堤のかさ上げをするということであれば、下を開削するということではなしに、その上流とか、その間あいだでためる対策をするとかいうような考え方を、政治で言えば地方分権みたいな形で、それぞれのところ、区間で対策をするということを基本にしながら、それでどうしてもできないからこういうぐあいにするんやというような、そういうような考え方をすると国民もわかりやすいし、私たちのようにちょっとかじっているような者でもわかりやすいかなと。でないと、狭窄部を超えて、何かいろんな対策がある中、こうしたらこれが解決するんやと、あふれるこ

とを解決できるんやということをいろいろ考え、上流や下流の他の地域に安易に依存して しまう。でも、当該狭窄部間で対応でけへんねやったら、その対策をやめてくださいとい う、狭窄部から狭窄部の間で全て問題を解決するような考え方を基本にしながら、どうし ても、それで対応できない場合に、新たな考えを足していくというようなことをわかりや すく説明してもらったらありがたいかなと僕はいつも思っています。

以上です。

# ○中谷委員長

上田委員、ありがとうございました。

はい、部長、どうぞ。

# ○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

すみません、事務局のほうで変更原案の64ページぐらいを映してください。ちょっと今 のに関連する記載がございますので、ご紹介をさせていただければと思います。

64ページの一番下のところ、治水の考え方がいろいろ書いていますけれども「狭窄部の上下流における上下流バランス」と書いています。仮に狭窄部の上流の河川改修が行われなかった場合でも、上流で氾濫した洪水は狭窄部に集まってくるということで、一旦狭窄部に入ってしまうと、山に囲まれているような地形ですから全部下流に流れてくるということになりますので、狭窄部上流における河川整備による流量増は、下流の流量の増加につながってしまうので、可能な限り狭窄部上流における流量増を抑制するということを第一義的に考えているということです。

その下にまいりますけれども、狭窄部上流で必要な河川整備を行う場合に目標の流量が生じても、河川改修や洪水調節施設の整備を行っていない自然の状態のときよりも下流に流れていく流量が増えないように調節をしながら流量抑制をするということを基本にしますが、その下、それがどうしても困難な場合には、上流で可能な限り頑張った上で開削を検討するんだという順序立てで書かせていただきます。

委員ご指摘の趣旨は、こういったことかなと思いますが、いかがでございましょうか。 〇上田豪委員

そのとおりなんですが、これが河川管理者だけの施策みたいに聞こえるわけです。そう じゃないし、上流部の町村も含めた流域治水全体の対策として考えていくというようなこ とで考えれば、もっと広がった形になるんかなという意味で。そのことをみんながわかり やすいようにするのが狭窄部、狭窄部それぞれの対策をするという言い方じゃないかなと 思います。流域治水をやるわけですから、そこまで踏み込まないと直轄だけの話になって しまうということですので、よろしくお願いしたいと思います。

## ○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

ありがとうございます、承知いたしました。流域治水の議論を関係機関と進める中でも、 関係機関と言うとまた行政機関だけみたいに聞こえてしまいますが、あらゆる関係者と流 域治水を進める中でも、そういった趣旨で議論を進めてまいりたいと思います。ご指摘あ りがとうございます。

## ○上田豪委員

よろしくお願いします。

## ○中谷委員長

上田委員、ありがとうございました。また、事務局からの回答もありがとうございました。

# ○志藤副委員長

すみません、よろしいですか。

## ○中谷委員長

はい、志藤委員、どうぞ。

#### ○志藤副委員長

すみません、ちょっとおさらい的な話になるのかもしれないんですけれども、きょうご 説明いただいた平成28年度のダム検証のときの数字、評価と、それから年数がたっている ので今回の新たに内容についての検討をし直して大戸川ダムをスタートさせるということ が内容としては優位、妥当であろうというような、こういうふうなご説明だったかなと思うんです。

今回、新たに出されている流域治水という考え方というものが、前回出されたダム検証のときの(1)から(9)までの案の中にそれぞれ多分、分散して入っているのではないかなと思うのですけれども、流域治水という考え方でいくならばというのは、これは前回のダム検証のときに出された内容と今回出されている案というものの整合性というものはどういうふうに検討されていたのかなというのを、ちょっと失念してしまっていて、もしかしたらもう既に説明されているのかもしれないですけど、ちょっと改めて(1)から(9)のこの検討項目と、それに今回の流域治水という考え方を加えた上での大戸川ダムというものの優位性というものの説明というか、合理性といいますか、そこを改めてちょっと教えて

いただけたらいいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

## ○中谷委員長

事務局、お願いできますか。

○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)調査官から案の内容を丁寧に説明いただくと。

○事務局(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮)

はい。資料のほうで、きょうご説明しました大戸川ダム案というところが一番右側にご ざいまして。

## ○志藤副委員長

すみません、もうちょっとわかりやすく言うと、流域治水という考え方を入れた案というものが、案(10)として入るのか、入らないのかというふうに考えていただくと、もしか したらもっとわかりやすい言い方になったのかなと思います。すいません。

○事務局(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮)

まず、前提として、ご承知と思いますけれども、流域治水の中に大戸川ダムも入ってございますし、(2)番の河道掘削案というのも全て流域治水でございます。多分、志藤委員が今おっしゃっているのは、流域治水の中の河道の外、流域の中で対応する対策みたいなことですね。水田の保全ですとか森林の保全ですとか、そういった流域対策について、どう反映させているのかというご質問かというふうに捉えた上でご説明させていただきます。

一番右側が大戸川ダムの案でございます。

代替案のほうで、2つ目は河道を掘削する案ということでございます。

それから、その次が放水路という、淀川のほかにもう1本放水路を掘ると、それと河道 の掘削を組み合わせたものです。

それから、次が遊水地と河道掘削を組み合わせた案です。

それから、その次が瀬田川の新堰を設置するものと河道掘削を組み合わせた案です。

それから、その次が既設ダムのかさ上げと河道の掘削案、ここもダムを再開発して、今 ある既設ダムの高さを上げてたくさんためる案です。

それから、その次からが先ほど私が最初にご説明をしましたけれども、既設のダムの利水容量を買い上げて治水に使う案と河道掘削の組み合わせ。ここが多分、今、志藤委員がおっしゃっていたところの流域の河川対策以外のところに関わってくるのかなと思っています。

その次も同じく雨水貯留施設ということで、流域の中で雨水貯留施設ですとか雨水浸透を行うもの、それから水田の機能を向上させて水田の中で水をためる案、こういったものと河道掘削と利水容量の買い上げというのをミックスさせた案、ここも流域の中で水をためるのが一つということでございます。

それから、最後が同じように、ここも雨水貯留と雨水浸透、それから利水容量の買い上げということを期待するということで、先ほどと違うところは、水田があるかないかといったところになってございます。

当時からこういった前で言う流域治水プロジェクトの中の流域対策の部分を代替案として見込んだ案があるということでございますので、手法としては当時から見込んでいたということです。現在、これらが流域治水協議会なり既設ダムの治水協定をやって少し進展をしているというところを、この黄色の枠の中で進展しているものは評価をして見込んでいるということでございます。

一方で、現在やっています流域治水というのは、計画の目標を上回る洪水が起こり得る、 気候変動でもっと規模が大きな洪水になる可能性、現在の計画規模が大きくなってしまう 可能性があるといったことを見据えて、そういったものを流域全体で頑張っていこうとい うことにしてございますので、計画の中で今、ダムを最初に用意していたものを代替とし て先使いをしてしまった場合は、その少し大きなものに対しての効果が目減りする可能性 がある、こういった評価をしているということでございます。

ですから、現在、流域治水で進展しているわけですけれども、そういった少し大きな流域全体でどんな洪水が起こるかわからないということを踏まえた上で対応するという視点を考えた場合、どの案も同じくその部分は上乗せになっているというのが共通の変化だと、こういった評価をしているということになります。

#### ○志藤副委員長

はい、わかりました。やっぱり以前、説明していただいたのが、ちょっとあまりよく理解をしていなかったということがわかりましたので、ありがとうございました。

## ○中谷委員長

ありがとうございました。

流域治水といいますと名前のとおり川の外での対策、例えばハード整備ですけれども、 具体的にどういうことになろうかというと、河川管理者自らがやったという大きな例では 遊水地とかがあるんですが、私も以前にそう仕事にかかわってきたことがありまして、水 田の機能を保全するとか、ため池を考えるとかいうことがあって、そこら辺のボリュームの大きいのは治水協定が結ばれてダムの容量を確保しましょうというところに結びついていると思うんです。

ただ、河川管理者の権限と言いますか、法律でこの範囲をというところを超えてはなかなか難しい面もありますし、そういう面では兵庫県さんも総合治水の条例とかがあって治水の協議会もされているわけですから、そういうところの意見交換の中で、今説明をいただいた川の外での対策、具体的なこういう例がありますよみたいなことがあったら、今この時間ちょっと、今の整備計画の範疇とは外側にありますけれども、流域治水の実例としてこんなのが実現しそう的な情報がありましたら、ちょっと教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

ため池の機能、ボリュームを考慮するところまではいくんですけれども、もちろん別の 管理者さんがいはるので、なかなか使うといっても、すぐには実現しそうにもないと思う んですが、そういうところを解決と言いますか、いい方向に向かわせるというのは治水協 議会のそういう役割なのかなと思います。始まったところですし、そういうところも話題 になっているよみたいな実例がありましたら、ちょっとご紹介いただければと思うんです が、いかがでしょうか。

#### ○事務局(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮)

前回の委員会の中での流域治水協議会の中の資料をつけてご説明させていただきまして、その中に各管理者の方のメニューもいくらか載ってございます。代表的なところで申し上げますと、今、委員長のほうからほかの管理者がおられるのでということであったんですけれども、ほかの管理者の皆様方も流域治水という枠組みの中に参加をしていただいて、予算制度ですとか事業制度のほうも拡充をしていただきまして、例えば先ほどの農地の活用なんかについても近畿農政局のほうから新しい制度のご説明をいただいていますので、農地の中にためていくような施策を考えていくとか、あと、まちづくりの中で高台まちづくりみたいなのを都市計画と一緒にやっていくということで、町側の施策としてもご紹介いただいたようなこともございます。

それから、従来からやっているようなものの中では、下水の放水路、寝屋川なんかで大きな放水路をつくってございますけれども、下水の地下河川、放水路といったようなもの。 それから、校庭ですとか公園の中での遊水地といいますか、一時的な貯水池みたいなものについても流域治水の流域対策の中のものかと思います。 それから、もう一つの柱として、逃げる対策というのがあります。ここについては、 我々のほうが情報を発信して、住民の方にわかりやすく伝えて逃げていただくということ で、そちらについてもソフト対策のほうを拡充していってございますので、そういったも のも事例として、例えばハザードマップの拡充ですとか防災用語の拡充ですとか、いろい ろ水位データですとか雨量データ、洪水予測なんかも今まで出していなかったような予測 の数値を気象庁と一緒になりながら公表させていただいたり、我々も記者会見をさせてい ただいたりというようなところで取り組みをさせていただいているということも、流域治 水の中の一つの取り組みであると思っています。

## ○中谷委員長

ありがとうございます。今もお話しいただいたとおり、まちづくりというお話も出ましたし、これまた、だんだんと整備計画の原案の話からずれちゃうんですけれども、そういう治水協議会のせっかくの機会なんで、例えば今の都市計画法とうまく絡み合わせて、開発をするに当たっては、ためものをつくりましょうよとか、いろいろそういうことあるんですけど、そもそも市街化区域でどうやとか、そこら辺の話とうまく浸水想定エリアが重なるとか、それはもう以前から市街化区域を入れるのに50mmを超えて冠水するところはだめよみたいな話があったんですが、そういうところがうまくリンクするようなところも大事かなと思います。法律のことですから言い出してすぐ変わるということではないんですけど、やっぱり市町、また自治体が加わられる中でそういうまちづくりの観点からは大事なところではないかなと思っていますので、整備計画原案にどうかということではないんですけども、そういう取り組みを進める中では、そういうところにも意識しておくのは大事かなと思って今のお話を聞いておりました。

すいません、横へちょっとずれちゃいましたが、ほかの委員の皆様いかがでしょうか。 はい、松本委員、どうぞ。

## ○松本委員

先ほどコンピューターの接続が不安定になって、ちょっと一旦再起動させてつなぎ直し たんですけれども、申しわけありません。

その間に出ていた議論かもしれないんですけれども、進捗状況の大戸川ダムの検証でいるんな案がある中で、流域治水を組み合わせたもののプラス・マイナス等の表があったんですけれども。あれを判断するに当たって、流域治水の部分でどれぐらいの量を算定しているのかというような、具体的な基準というのがないと、あれを見てどこまで評価が妥当

なのかということを我々からは判断できないですよね。

実は、事前説明のときにも質問をさせていただいていたんですけれども、流域治水の中で、例えば水田をどのように算定しているのかとか、ため池をどう判断しているのかとか、治水の評価の一番基礎になるデータについて、かつての流域委員会でも何か水田の場合は面積当たりこれぐらいとか、あるいは浸透ますの場合はどれぐらいとか、そういう資料も出てきたように思うんですけれども、現時点でああいう評価を出されるときの流域治水の効果の判断基準というのは、どうされているんでしょうか。

## ○中谷委員長

事務局のほうから今のご質問に対して数値的なデータというのはいかがでしょうか。

## ○事務局(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮)

ちょっと今すぐお示しできるかどうかあれなんですけれども、これは平成28年のダム検 証をやったときには、例えば水田でしたら流域内の水田の面積を土地利用から調べて、今 水田に実際たまっているわけでしたら、それ以上のものを期待しようと思うと水田の中の 水位を上げないといけないことになりますので、堰板を立てて、その水田にさらに水をた められる量はどれくらいというのを算定して、一定の前提条件のもとにこれぐらいためら れますよというのを算定したりとか。

あと、雨水浸透のところについては、これも土地利用の中から山ですとか、ため池などはたまりますので除いて、土地利用として使われているところの面積を出して、一定利用の土地利用をされているところの面積について貯留量を見込むといった算定の仕方をやっておりまして、当時の検証の中の報告書には、どのあたりの、どれだけの面積で、どの考え方でためたというのも含めて公表させていただいています。今も私どものホームページに載っておりますので、そこは、そういった評価をきちっとお示ししながら当時検証したということになってございます。

## ○松本委員

全国一律の何か基準が一応はあって、また地域ごとの評価基準といいますか、その算定 基準みたいな、何かそういう具体的なマニュアル的なものがあるということなんでしょう か。

## ○事務局(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮)

マニュアルとまではいかないんですけれども、当然、地域ごとに田んぼの面積ですとか 土地利用なんかが違いますので、各ダムによって効果量が変わってくると思いますけれど も、考え方はおおむね似かよったような考え方でやっているのではないかと思います。

## ○松本委員

わかりました、もうちょっと私も勉強させていただきたいと思います。

○事務局(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮)

これをちょっと見ていただきますと、流域の中の土地利用のところ、円グラフがちょっと小さいですけれども、この中から水田の土地利用の面積を調べまして、この水田の中に下にありますような堰板を立てていただいて、これは農家の方が実際こんなことができるかどうかというのはちょっと、いろんな諸説があったんですけれども、仮にできたということを前提として水田の中にさらにため込んでいただく、こういったことを考えております。そういった面積については、先ほどのグラフで土地利用からの面積、それから貯留高については、この堰板でかさ上げする部分の貯留高ということにしてございます。

それから、次のページを見ていただきまして、今度これは雨水貯留のところで、これも 土地利用の中から土地利用状況を見て、流域の土地の中で一定以上の面積のある土地につ いて、こういった浸透ます等々にためられるのではないかと。要するに雨をためる土地が ないと無理なわけですから、住宅みたいなところを全てこういう貯水浸透していただくと いう少し、なかなか実現は難しいかもわからないですけれども、一番極端に、もし仮にで きたらということで、当時はダムに不利になるようにということで、一番ダムに不利にな るような条件でやってもダムがどうかという視点でやってございますので、できるところ は全て雨水貯留をやったらということでしていますので、宅地ですとか建設用地について 全て雨水貯留ができたらという条件のもとでやっているということでございます。

こういった感じでそれぞれ、仮定にはなりますけれども、ある一定の基準を決めて評価 をしたということになってございます。

#### ○松本委員

はい、ありがとうございます。

# ○中谷委員長

今、ちょっと具体的に大戸川のところの水田がどうのというデータではなしに、こうい う考え方というところをご説明いただいたのかなと思うんですが。

○事務局(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮) 今は淀川水系の絵でしたので、面積等も淀川水系の面積です。

#### ○中谷委員長

はい。今、委員のご質問は大戸川の検証に関してどうかという話だったので。ちょっと地元ですので関連してお話ししますと、大戸川でダムを計画されていて、大戸川筋でためましょうよと。ちょうど大戸川の出てくるところは瀬田川へ合流するのですけれども、そのあたりは農地が広がっているんですね。ただ、ダムのボリュームとその農地の面積を考えたときに、ちょっと具体的な数字は忘れちゃったんですけれども、ダムの治水容量に見合うぐらいのボリュームをためようとすると、今の水田のあぜを何十cmかのかさ上げでは恐らく済まなくて、かなりの壁を立てないとそこへたまらない。イメージ的には上野遊水地という、ああいう格好になろうかと思うんですけども。

そうすると、地元としては、できるだけ洪水のときにそういう土地が浸からないようにしてほしいということもある。ただ、かなり広い土地が、農地だけであれば可能性はあるけれども、そこには当然人家も点在しているということになると、その辺のことはどうやということも、現実的なところを考えると議論になるわけです。そこまで行かずとも、農地にためるということは、現実的に雨が降ったらそこへたまりますので、大事な観点ではあるんですけれども、何か機能的に計画論でどうかということになると、しっかりした周りの対策が要るかなというようなことで、もう一度言いますけども上野遊水地みたいな、ああいうところの施設整備が伴わないと活用は難しいということですね。

ちなみに、上野遊水地でためられるボリュームというのは何万㎡ぐらいでしたか。すんません、いきなりこういうことをお話ししちゃって、いつも突然に言うんですけど。

## ○事務局

事務局ですけれども、約900万㎡になってございます。

## ○中谷委員長

そうですか、ありがとうございます。

上田耕二委員。

## 〇上田耕二委員

900万㎡です。私は覚えてましたんで、ちょっと発言させてもらいました。

## ○中谷委員長

地元からそういうお話をいただきまして、ありがとうございました。

# 〇上田耕二委員

いいですか。

#### ○中谷委員長

はい、上田耕二委員、どうぞ。

## 〇上田耕二委員

すいません。流域治水の話なんですが、この大戸川ダムでもそうでございますが、流域 治水によって河川整備の代替をなすという考え方は、私はやめたほうがいいと思うんです。 前回も申し上げましたけれども、流域治水はこれから予期せぬ気候変動によって雨が、こ れは火を見るよりも明らかでございます。ですので、やっぱりそれにプラスアルファとい う形で、その流域治水で例えばダムをつくらなくてダムの代わりになるんだとか、こうい う考え方ではなしに、やはり今まで例えば越流の危険があったやつが流域治水で、それが 少なくなる、安心できるといった考え方で私は思ってます。

河川管理者のほうは、多分そうではなしに、あるいは一般の方といいますか、流域治水によって河川整備を軽減する、すなわちお金を使わないと、こういうことになるんだろうと思いますが。そういう意味では、これは少しでも下流の工事を減らすという意味では、この流域治水の中に、駐車場が全国的にどこでもあるんですが、例えば陸上競技場とかドームじゃなしに、雨天の際に駐車場が使用できないような、例えば野球場でしたら周辺に野球場のための駐車場が多分あると思うんです。これを、法整備の検討をいろいろされているということですが、今後の検討の中で大きな駐車場を少しグラウンドのレベルを下げて、雨の日に当然陸上競技場は使ってないわけですから、駐車場も空いてるわけでございまして、そこへためるというふうな考え方もぜひとっていただけたらなと思います。

これは、当然駐車場の所有者がおって、あるいは管理者がおって、たまった水を明くる 日に天気になったから野球をしようと思うと水がたまってて駐車場が使えないやないかと か、あるいはそこへごみがたまるとか、いろんな問題があって大変難しいと思うんですが、 ぜひ駐車場の活用を考えていただけたらなと思います。

これは、しかし不確定な要素ですので、先ほど申し上げたように、これによって下流の 河川整備が軽減できるということではなくて、あくまでもプラスアルファという形で駐車 場の活用を考えていただきたいなと思います。

以上でございます。

#### ○中谷委員長

上田委員、ありがとうございました。 部長、どうぞ。

○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

ありがとうございます。例えば、先ほど委員長もご指摘のあった上野遊水地については、日ごろは農地として使い、雨が降ったときだけ水をためさせていただくという施設ですが、今、上田耕二委員からご指摘のあったような、グラウンドなり駐車場ということを活用している事例もございます。例えば、関東に鶴見川という川がございますが、鶴見川も多目的遊水地ですけれども、スタジアムの下の駐車場が水をためるスペースになっていて、ラグビーのワールドカップの決勝などが行われたスタジアムですけれども、その下は水が貯留できるような施設になっています。ですから、日ごろ農地で使っている、あるいは日ごろ多目的広場として使っているというところを遊水地にしているケースがございます。

それから、ご指摘のあった駐車場ですけれども、これは淀川の隣の大和川の流域には、 社会福祉施設の駐車場の地下スペースに水を貯留する施設を田原本町さんがつくっていた だいているケースでございます。こういった事例も近畿の中でも出てきていますので、淀 川の中でもご協力いただけるところについては活用していけるように、流域治水協議会の 中で議論を深めてまいりたいと思います。

ご指摘ありがとうございます。

## ○中谷委員長

ありがとうございました。

#### ○上田耕二委員

すみません、公営の駐車場ですと一段とやりやすいのと違うかなと思いますので、どう ぞよろしくお願い申し上げます。

## ○中谷委員長

ご意見、また事例紹介等、ありがとうございました。 ほかの委員の皆様方、いかがでしょうか。

#### ○松本委員

いいですか。

## ○中谷委員長

はい、松本委員、どうぞ。

#### ○松本委員

その流域治水は補完的なもんだろうともちろん思っているんですけれども、例えばその 水田の効果に対して、ため池の効果はどれぐらい、ため池の質や大きさ、いろんなものに よって影響されるわけですけれども。全体的に、そしてまた流域治水の費用的なものもか かってくる。本当に地域でためようと思えば、いろんな整備もしなきゃいけないと。費用 対効果とか全般的なことを考えていく上で、その判断をするときに、大体水田でどれぐら いの面積でこれぐらい、ため池だったらこれぐらい、浸透がこれぐらいというような、そ ういったものをあらかじめ頭に持っていないと、いろんなことを見て判断するのは非常に 難しいと。明らかにダムのキャパシティとはもう格段に違うんだけれども、そういった資 料は、流域治水を考えるに当たっては、たくさんの事例とかケース、具体的な例えば量で すね、何立米、この地域でこれだけためられるんだと、そういったものを数値でできるだ け示していただくと、こういった比較評価なんかについても判断しやすくなるなというこ とで申し上げた次第です。

以上です。

## ○中谷委員長

松本委員、ありがとうございます。

部長、どうぞ。

## ○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

ありがとうございます。今、松本委員ご指摘のとおり、どれぐらいの能力を発揮することができるんだというような具体的なお話があったほうが、より協力が得られやすいんだと思います。「どんなものだかわかんないけど、とにかく協力してくれよ」と言うよりは、「これぐらいの効果が期待できるかもしれないので協力してください」と言うほうが、流域の関係者も理解が進むというか、ご協力をしやすいんだと思いますので、流域治水協議会などで協力を深めていく中で、そういった議論を深めてまいりたいと思います。

ご指摘ありがとうございます。

# ○中谷委員長

ありがとうございました。松本委員、よろしいでしょうか。

## ○松本委員

はい。

## ○中谷委員長

ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、いかがですか。上田委員、どうぞ。

#### ○上田豪委員

今、流域治水を補完的なものというような言い方で議論が進んでいますけれども、これ

はダムとの関連の中で、どちらが得かというようなことで費用対効果の単価の話も出ていると思うんですけれども、これは流域治水に出てきている背景には水循環とか、その流域の水をどうおさめるかということの治水ね。洪水対策の治水という意味じゃなしに、ここの水をどういうぐあいにおさめるのか、利水的にどうおさめるのか、地下浸透も含めてどうするのかというようなこととして考えられるべきこととして流域治水はあると思うので、ダムの補完とか、河道の整備とかいうこととの関連の中で足らないから出てきたと、こういうことではないように思うので、その辺はちょっと押さえておかなくてはいけないと。

それで、もちろんダムのこととか河道掘削との関連の中のことも出てくるので、それは それで議論していったらいいと思いますので、それはちょっと全体的に押さえておかない と、もっと大きな俯瞰的なものだと思いますので、それは一点、意見を言っておきます。

それから、今言いましたことですけど、治水ということを、水をどうおさめるのかというような考え方にしていかないと、河川法の定義とはちょっと違うんですけれども、そういうことやと思います。

それから、単価の問題ですけれども、これは非常に大事な話ですね。地下の調節池をつくるときに、私が以前に聞いてたやつは、私は寝屋川流域にいるわけですけれども、土地の値段、それから工費、そういうものを計算すると1㎡25万円というのが寝屋川の総合治水の中でやってたようなやつです。そうすると、一反の田んぼに1mの水がたまったら、1mも普通はたまらないと思うんですけれども、周りがかさ上げされて宅地になっているところに1反の田んぼが残っていて、そこに水がたまるということになると、1,000㎡たまるわけですね。1,000㎡の25万円と、2億5,000万円ですか、それぐらいかかってしまう。でも、田んぼに水をためていただいて、そこの田んぼの収量、年間のお米がとれる量、あるいは野菜がとれる量、それを全額補助したとしても、田んぼの場合は、このあたりでは差し引きしたら5万円ぐらいでした。売り上げじゃなしに差し引きした純利益として5万円ぐらいというような話を当時聞いたところでありました。

そうすると、田んぼ一つあるだけで年間5万円、10年かけても50万円、水が入ってね。 そういうような単純な計算はちょっとあると思うんですね。上野遊水地なんかの場合は、 大きなごみがいっぱい入ってきたりするので、非常に大変なことがあるので、ちょっと違 う性格ですけれども、そういうぐあいにして比較しながら、こんなんどうやろうというよ うなことを提案したこともありました。そういうわかりやすい議論が必要なんじゃないか なということやと思います。 それから、もう一点。ためものの話ですけれども、いろんなところの、あらゆるところにためることができると思います。駐車場の話が出ましたけれども、私の周りでは校庭貯留をやっています。校庭をかさ上げして、雨のときは水がたまると。土を入れ替えしながら、すっと引くようにしていくというようなこと。ほか九州のあたりでは、そこからまた地下に水をためるというようなこともやっているし、そんな事例はいっぱいあるんですけれども、その事例を市町村任せ、市町村を支援するということだけじゃなしに、自分のとこの管轄じゃなかったとしても、こんなんやってもろうたらどうですかとかいう、そういう働きかけを河川管理者から、国のほうから協議会を通じて事例を示すだけじゃなしに、水循環全体の話ですのでやってくださいよという話を、ぜひしていただきたいなというぐあいに僕は思います。

以上です。

## ○中谷委員長

はい、上田委員、ありがとうございました。

まさにおっしゃるとおりで、多分、治水の協議会なり、そういう精神でもって進めているものやと思っておりますし、今後も一層そういうふうな考えで取り組みを進めていただくということかなと思って聞いておりました。

#### ○上田豪委員

よろしくお願いします。

## ○中谷委員長

ありがとうございます。

## 〇上田耕二委員

一言、いいですか。

#### ○中谷委員長

上田耕二委員、どうぞ。

# ○上田耕二委員

流域治水ばかりで申しわけないんですが、流域治水で昔から法令化されているといいますか、そういう部分は、これは流域治水と言うんかどうかわかりませんけど、一定の開発、何かをしますと当然その区域に防災調整池を備えなければならないと、これは今既に法制化されていますよね。そういったものと、法制化の議論がされているということなんですが、全て法制化というのは、やはりこの流域治水を明確に法制化する部分と、お願いべー

スでする部分と、やっぱり明確に分けやないかんと思うんですよ。法制化する分については、これはもう定量化といいますか、これは数値化できますから、この部分は下流の河川整備なりに反映して軽減できますよね。でも、お願いベースは不確定ですからなかなか、私が何遍も申し上げますがプラスアルファという感じで、流域治水の中で明確に法制化して確定な部分と、法制化できないお願いベース、ご協力を願う部分と明確に分けるような議論をこれから国のほうでも、あるいは流域治水協議会のほうでもやっていってほしいなということを思います。

ですから、全て法制化というのではなかなか難しい話ですし、全てお願いでは、また難しい話ですから、明確に分ければいいのかなと思うんですが、以上でございます。

## ○中谷委員長

上田委員、ありがとうございました。

ちょっと前に私が申し上げたように、やっぱり、まちづくりの観点から何か関係する法令、条例あるいは規則なりいっぱいあるんですけど、流出量を減らすという観点では、例えば今、下水道のほうでは各おうちに雨水をためるものをつくれば幾らかの補助をしましょうかというようなこともありますし、極端に言うと例えば建築基準法なり下水道法の中で家を新しく建てるときは、例えばですよ、合流式の雨水渠の部分であれば、もう、どこのおうちも一旦雨水をためるんですよみたいなことが可能になるかもしれません。やっぱり、そういうところは今後河川管理者だけでなくて、いろんな方面から集まって議論をするというところで、当然方向性としては考えていくべきかなというふうに思っております。ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。松岡委員、どうぞ。

## ○松岡委員

お願いします。 3-1の目標流量1.1倍のことについてなんですが、7ページのグラフについて簡単な質問になるかもしれませんが、一応何かみんな同じような形態になっているんですが、右側についてです。グラフの中の右側、平行になって、これは何か原因があるんですか。ほかのグラフと比較しても、何か要因がないと横に伸びないと思うんですが。

#### ○中谷委員長

松岡委員、横に伸びないとのいうのは具体的に、今、画面にグラフが出ていますね。

#### ○松岡委員

同じようにほかの河川を見ると、なだらかに全部動いている領域があるんですが、宇治

川だけ。

- ○事務局(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮) 今、矢印がある、ここの部分のことですね。
- ○松岡委員

はい。

- ○事務局(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮) 委員長、お答えさせていただいてよろしいですか。
- ○中谷委員長

はい、お願いします。

○事務局(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮)

天ヶ瀬ダムでございますが、前回も委員会でちょっとご説明をさせていただいたんです けれども、まず宇治川の洪水が始まりまして。

○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

天ヶ瀬ダムというか、宇治川の宇治地点というのが天ヶ瀬ダムのすぐ下にあるので、天ヶ瀬ダムの流量の影響を一番受けていますと、直接的に受けていますという説明があって、 その上で天ヶ瀬の操作を説明していただければ。

○事務局(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮)

宇治地点が天ヶ瀬ダムのすぐ下ですので、天ヶ瀬ダムの流量がほとんどということになるんですけれども。天ヶ瀬ダムというのは、まず洪水が始まったら宇治川のための洪水の貯留をするんですね。貯留をした結果が、この1,500といっている山のところです。ここは1,500㎡/sまでで宇治川の流量がおさまっていると思います。この流量を取り切った後に、今度は上のグラフにありますように淀川の洪水が起こりますので、淀川のための洪水調節ということで、さらに放流量を絞るんですね。最初は、その絞り方が少し平行になったところに一旦ガツンと落ちているところは、さらに絞り込んでいるところに下がっているということになります。つまり、2回洪水の調節をして。

# ○中谷委員長

すいません。絞るところ、例えば画面でグラフの線上で矢印で示してもらうとか。

○事務局(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮)

では、事務局と息を合わせて。洪水の初めのところ行ってください、立ち上がりのところ。立ち上がりのところからずっと洪水が上ってきます。これが1,140㎡/s、おおむね

1,000㎡/sぐらいまでになると洪水調節でため始めます。1,140㎡/sで一定量の放流をするんですけれども、天ヶ瀬ダムの下流で若干入ってきますのでプラス400㎡/sぐらいなって1,500㎡/sまで流量が増えます。この洪水で宇治川の洪水は終わりますので、宇治川の洪水が終わったら、今まで1,000㎡/sぐらい放流していた天ヶ瀬ダムを、今度、放流量を400㎡/sまで減らしますので、すとんと下に落ちます。そこが放流を絞ったところです。ここを絞ることで淀川の洪水を今度は小さくするための操作をするということになりますので、2段階、洪水調節をしますので、ほかのハイドロとかと少し違う形になるということです。いかがでしょう。

## ○中谷委員長

松岡委員、どうですか。

# ○松岡委員

例えば、上流の雨量が増えてきたときにどう対処されるんですか。

○事務局(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 成宮)

天ヶ瀬ダムが、二次調節と言っていますけれども、淀川のためにもう一段階洪水を絞れるのは宇治川の洪水が、ちょっと見ていただくと雨がもう降り終わっていますね、雨が降り終わってこれから出てくる雨の量はこれぐらいだとわかって調節ができるということを確認して、それから下のハイドロに行っていただいて、宇治川の洪水の山を下っているところだということが確認できてからしかやりません。

## ○松岡委員

はい。

## ○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

天ヶ瀬ダムの流量を減らして、下流に流れる量を減らすということは、それだけダムにいっぱいためるということなんですね。まだまだ雨が降ってくるぞという状態だと、天ヶ瀬ダムにそれ以上ためるということができないのですが、もう雨が降らないよということになると、たくさんダムにためて下流に流す量を減らす。何のために減らすかというと、下流の淀川枚方向けにさらに流量を減らすという操作をしているということで、最初のうちは宇治川だけを見て1,500㎡/sを上回らないようにとりあえずは天ヶ瀬ダムが頑張る。これがもうちょっと雨が長期化しても、しばらく1,500㎡/sのまま維持されるように頑張るわけです。このように1,500㎡/sでおさまればよいのですけれども、その後、淀川のピンチを迎えるとダムがもう少し頑張って流量を減らすという操作をします。

ただ、その右にある平成25年洪水のように減らそうと思って頑張っても、ダムは無限の容量があるわけではないので、頑張り切れなくなると、もう少したくさん流さざるを得ない。ためる量が減るということになります。

## ○松岡委員

はい、よくわかりました。

# ○中谷委員長

松岡委員、よろしいですか。

## ○松岡委員

はい。

# ○中谷委員長

ありがとうございました。説明もありがとうございました。

では、委員の皆様、いかがでしょうか。上田耕二委員、どうぞ。

# ○上田耕二委員

このパブリックコメントですかね、これは参考資料の2の一番最後のページに上野遊水地について意見が出されていますよね。これもそうなんですが、その前にも意見書、別紙3の川上ダムとか書かれた意見、これらの扱いというのは、ここに総括的に書いていただいていますパブリックコメント等の対応方針で、それぞれ検討を進めて、またその考え方を公表しますというふうなことで書かれておりますが、これはそれぞれの意見に個別に回答といいますか、対応方針を公表されるという考えでよろしゅうございますか。

## ○中谷委員長

今の上田委員のご質問に対して事務局、いかがでしょうか。部長、お願いします。

# ○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

今、対応方針を書かせていただいているとおり、多様なご意見については計画の案、今 は原案ですけれども、流域委員会と住民の意見を踏まえて案というものをつくりますが、 その中で反映させていただきたいと思います。

案をつくるときには案を示すだけではなくて、変更原案と案を対比できるような形で、 そして、なぜそれが変わったのかというのは、どういう住民のご意見があって、それをど のように反映して、この案になったかということを並べて、変更原案、それに対する意見、 その対応方針、それを踏まえて案がどうなったかということがわかるような形でお示しを したいと思ってございます。 同じ箇所について違うご意見もあったりするので、一対一の対応になっていない場合も ございますが、また法律の用語との整合というようなこともあるので、一字一句たがわず ということではないですけれども、皆様のご意見の趣旨を酌んだ形で反映させていただき たいと考えてございます。

## 〇上田耕二委員

これはいずれも、もう既に完成しているとか、あるいは完成間近、川上ダムについてもそうですが、そういったことへのご意見で、極端に言うとつくり直すとか、こういうふうな意見ですよね。これはやっぱり真摯に対応せないかんのかもわかりませんが、ちょっとそんなことを思いましたので、どうしてこういう意見が出てくのかなという。これから河川整備計画の今後の変更の意見ですから、既にこれは終わっているやつとか、あるいはもう既に完成間近の分についてこういう意見が出てきてまして、これもやっぱり、それぞれ河川管理者が対応されるのかなと思いましたんで、ちょっとお聞きしました。

ありがとうございました。

## ○中谷委員長

上田委員、ありがとうございます。当然、意見への対応はしていただくんですけど、現実的な状況を踏まえての対応ということになろうかと思いますので、先ほど部長からもお話がありましたように、原案から計画案に至る過程の中で、そのあたりの説明についてもしていただくと、そういうことかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

## ○須川委員

よろしいか、須川ですが。

## ○中谷委員長

はい、須川委員、どうぞ。

## ○須川委員

先ほど、多分、上田豪委員とか松本委員の議論と今の上田耕二委員の意見とも重なるかもしれませんが、河川整備計画を今回検討するという議論で、私の前回、こういうのは10年間隔とかでまた再度検討をするような構造になっているのかどうかというようなこともちょっと意見を述べさせていただいたんですけれども。要するに今回の整備計画、先ほど1.1倍を根拠にする説明いただいた部分と、それから現在の時点ではあんまり、どう活きてくるかわからないけども、地域社会に対して流域治水を呼びかけている部分というのも、

もういろいろな、やや次元の違う話もたくさん含まれてきて、じゃあ、無意味かというと、 そうじゃなくて、今期、とりあえず我々のミッションとしてこの整備計画をどう進めるか という、この1.1倍の状況の中でどう考えるかという議論と、将来にわたって考えていこ うという課題とは、やっぱり違うかなという気がするんですよね。無意味かというと、そ うでもないという気がして。

例えば、あんまり怪しい堤防のそばに住宅地をつくるというようなことはもう規制していこうやないかと。もちろん河川管理者が決めることではないんですけれども、そういう意見もやっぱり取り入れて地域をつくっていこうという提言とか、そういう作業は物すごく大切だと思うんですよね。そういうのが一つあって。だから今期、10年か20年か知りませんけれども、目指しているものと、もうちょっと長期的に考える中で、やっぱり意見を述べられている部分と両方ある。そこの何か時間感覚の違いというのがちょっとごちゃまぜになってしまうと、もったいないなという、これが一点です。

それから、もう一つは、多分、滋賀県の事例なんかを伺っていて、まずは自分の村とか自分の都市の治水をしたいと。別に下流のことを考えているんじゃないと。自分たちは、やっぱり自分たちの地域が氾濫を起こさないために貯留をしたいとか、そういういろんな意見があって、それは下流に対してもいいことにつながる場合もあるし、あるいは洪水は早く下へ流れてくれと言うと矛盾が起こる場合もあると。いろんな方向の地域を守りたいという気持ちがあると思うのですけれど、その中でやっぱり全体として大切な考え方というのは育てていかんとあかんというのが、これは多分管理者の立場でもあると思うんで、その点について連携を呼びかけておられるんだと、そういうふうに理解するわけですね。

だから、何かそこの問題が、時間感覚とそれから地域性の感覚というのがごっちゃになって議論してしまうと、せっかくの何か大切なアイデアというか、そういうのがもったいないなという気がしております。何人かの意見を伺っていての感想ですけど、以上です。

## ○中谷委員長

須川委員、ありがとうございました。確かに今お話しのとおり、外力と言いますか、それを考えて目標値を大きくして、それに見合うハード整備を進めましょうと。割と時間感覚としてはわかりやすいんですけれども、例えば、治水協議会なりの話は着地点といいますか、それがなかなか、これから議論が始まるところでもあるし、申し上げたようにいろんな法整備が重なる中で、なかなか単純にはしっかりここまでという目標値は定めにくいところがあると思うんですけれども、それはもう今のこれから改定していただく計画案に

する過程の中で、やっぱり河川管理者としても周りの多様な主体を引きつけるというか、 巻き込むというか、そういう精神で取り組んでいきましょうよというところは、もう随時 書いていっていただけるというふうには思っています。

その辺で、確かに今の書きぶりの中で、今の須川委員の意見のとおり、時間感覚をすかっと切り分けられるかというと、なかなか難しい面もあるんですけど、うまく克服してまとめていっていただけるのではないかというふうに思っておりますが。

はい、部長、お願いします。

# ○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

ありがとうございます。時間の短期のもの、中期のものというのも確かにございますし、 地域間での取り組みと、水系全体を俯瞰したものとがあると。いろんなものがあるんです けれども、流域治水協議会、淀川でも設置してございますが、淀川水系全体での協議会の 下に分会というのを設けていて、大体府県単位ぐらいなんですけれども、その分会の中で 割とその地域に根差した議論をして、ただ、そうすると上下流の利害も相反するところも 出てくるので、親委員会と言いますか水系全体の協議会があって、その下に分会があって というような構成で今やらせていただいていますが、いろんな考え方、いろんな捉え方が あると思いますので、多様なやり方を検討してまいりたいと思います。ご指摘、ありがと うございます。

### ○中谷委員長

ありがとうございます。

## ○須川委員

もうちょっと追加なんですけれども。

## ○中谷委員長

はい、須川委員、どうぞ。

### ○須川委員

前回のときに、平山委員が琵琶湖の扱いはどうなっているか、上流という中に琵琶湖は 含まれているのですか、どうですかという意見があって、その扱いがどうなったのか、お 返事はまだ聞いてないと思うのですが。

私は、琵琶湖のラムサール条約という条約の進展にちょっと興味を持っていまして、条 約は琵琶湖だけのことじゃなくって、ラムサール条約の中には日本全体の湿地そのものも どう進めていくかというガイドラインがいっぱいあって、国も実はその影響を受けている わけですね。流域治水の考え方を育てていこうとか、そういう法律のバックにある考えになっています。だから琵琶湖だけの問題じゃなく、琵琶湖は条約湿地になっていますけれども、淀川流域全体を考えるときにもラムサール条約の考え方ってどうだろうか。冒頭に話題になった協力や連携といった点についても、湿地管理への住民参加というガイドラインがやっぱりあるのです。冒頭に語句の整理をされましたけれども、これは非常に貴重な整理と感じています。ひょっとしたら、ラムサール条約が考えているよい事例にもなる作業をしているでは。国にも報告して、対外的にもよい事例として報告できる内容かもと思います。上流域の琵琶湖を含めた議論をしているのは、そういう背景もありますということです。

## ○中谷委員長

須川委員、ありがとうございました。

部長、お願いします。

## ○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

ありがとうございます、事務局のほうで変更原案の104ページから105ページを映していただけるといいんですけれども。105ページを見ていただくと、上下流の交流を促進してというときに、一般論としては琵琶湖も含めて上流だと思っています。

ちょっと、その下の「1)水源地域ビジョンを推進する」という中に琵琶湖が入っていなかったりするんです。これは、ほかのダムと違って、ダムとしてやっている施策で水源地域ビジョンというのに琵琶湖が入っていないということなんですけれども、施策としてダムとして行っている中に入っていないものもありますが、一般論としての上下流交流の中には琵琶湖も含まれているというふうに思っていただければと思います。

# ○須川委員

多分、だから平山委員が言われたのも、あるときは入っていて、あるときは入ってないような書きぶりがどこかあったのかなと、ちょっと気にしたんですけど、私はチェックしていませんけれども、趣旨はわかります。ありがとうございました。

### ○中谷委員長

ありがとうございました。今もお話がありましたが、水源地によって、まさにダム案のところの施策でいろいろ取り組んでもらっているということで、ある意味、琵琶湖も洗堰でコントロールされていますので、そういうような感じではあるんですけど。

例えば琵琶湖は、上流域には琵琶湖は含まれますよということであれば、何か適当な場

所に琵琶湖という言葉を入れていただくというのも一つかもしれません。

例えば、今105ページの「そのため、上下流の交流を一層促進し」とありますが、その あたりに琵琶湖ということが入ってくることもありかと思って聞いておりました。

## ○須川委員

流域委員会の最初のときには、琵琶湖部会か何かあったんですかね。

# ○中谷委員長

琵琶湖部会がありましたね。

## ○須川委員

だから、結構このベースの整備計画の全体の中では、琵琶湖全体も含めた分科会もあってできてきたという感じで理解していいのかどうかですね。

### ○中谷委員長

今のお話のとおり、「琵琶湖」という文言がどの場所にどこかというのは、かなりなボリュームの原案ですので意識はしていないんですけれども、おっしゃるとおり、例えば琵琶湖の流域は、淀川水系の流域のかなりな部分を占めてますので、当然今の姿、あるいは水の流れとかをとったとしても、琵琶湖を無視しては当然ないので、今の姿はあるということであれば、淀川水系としては、上流としては琵琶湖も含んで一体のもんですよというようなことかなと思っています。

そういう気持ちで、当然、河川管理者も例えば滋賀県はもちろんですけれども、水が行っている兵庫県、大阪、京都、当然そういう意識でもって一体のものと見ていただいていると思うし、上流はどこか。ちなみに淀川の源流の碑は滋賀県の一番北の端の福井県境のあたりにありますので、当然、上流としては琵琶湖も含んでという気持ですかね。その辺は、異論はないところかなというふうに思っております。

#### ○須川委員

地域委員の最初の段階で、いつも説明に出てくるA型ですか、アルファベットなら。

# ○中谷委員長

どんな格好をしているかというやつですね。

#### ○須川委員

どんな格好をしているかというやりとりをしました。やっぱり全体像としての淀川流域 ということを、そういう視点から見てるのだという基本精神は、大切と思います。

#### ○中谷委員長

はい、ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。上田耕二委員、どうぞ。

#### ○上田耕二委員

流域治水ばかりで、一度に申し上げたらいいんですが、ちょびちょびで大変申しわけございませんが。先ほど志藤委員ですかね、実は上野遊水地の話が出たときも、下流の大阪のためやとかいうふうな、地元でも随分そういう話が出まして、いっとき反対の看板が立ったりしたということの経緯もございました。それは正直申し上げて、情けないもんが水に流せということで、下流に流れたらわしゃ知らんというのが一般の方の正直な思いといいますか、ちょっと極端な言い方ですけども、そう思います。

したがいまして、今回この流域治水をこの流域委員会等でさんざん議論をしていますが、これはやっぱり一般のもんにならんと、そういう考え方を定着させていただきたいといいますか。ですから、今回この変更原案で大きな目玉といいますか、この流域治水だと思います。したがって、これをやっぱり河川管理者のほうが、それが当たり前と言いますか、河川整備計画も一般の人がなかなか目にしませんのでね、あるいは公聴会等を開いても全部寄ってこないということですので、これから流域治水の委員会の会議でいろいろそういう議論もされると思うんですが、やっぱり新聞紙上とかマスコミとかで、この流域治水ということを、これを機会にぐっと発信をしてもらって、皆さんにその考え方を浸透させるようなことを、ぜひ河川管理者のほうで行ってほしいなということで、私からのお願いでございます。

以上です。

## ○中谷委員長

上田委員、ありがとうございました。

松本委員、どうぞ。

### ○松本委員

先ほどから議論になっている流域治水、今、上田耕二委員がおっしゃられたように、やっぱり流域治水の考え方を地元で受け入れてもらう、行政の方も含めてもうちょっと考えてもらうためには、具体的な指標みたいなのが必要だというふうに私はずっと感じているのが、先ほどからの発言の趣旨なんです。だから上田豪委員が先ほど言われたように、例えば市街地の田んぼがあったら、ここに水をためることでどれだけの経済的な効果も、例えば、もしこれを治水でやるんだったらどれだけ費用がかかるんだとか、そういった比較

をしながらの数字で表せたら、もうちょっと訴えていけるかなと。

私自身の発言を聞いていただいていたら、大方の委員さんはご理解いただいているかと思うんですけども、今はため池というのが市街地周辺では非常に貴重な生物多様性のポイントになっている。もちろん棚田とか、そういったところも、今現在もやっぱりだんだん荒れていき、なくなっていっているという状況なんですね。地域の環境と治水がうまく統合していくということを目指して発言をどういうふうに言っていけばいいのかなと思いながら発言させていただいていて、やはり河川の治水にしたら莫大な費用が国から出ているわけで、それを流域治水にもう少し振り向けたりしていくこともできないのかなと、そういう思いからずっと発言をさせていただいているわけですね。

そのためには、やっぱり効果が数値で、あるいは経済的な指標で示すことが必要なんだろうと思います。ですから、そういった事例なり数値を聞いてきたんですね。そこら辺をもうちょっと出していただくような研究成果とか、取り組みの事例なんかを知りたい、出していただけたらというふうに思っております。

## ○中谷委員長

松本委員、ありがとうございました。

今お話しのとおり、効果量というのは当然考え方なりを整理すれば出てくると思います。ただ、今のステージは直轄管理区間の整備計画の議論をしていますし、例えば今お話しのため池なり、そういうところにすると、例えば直轄河川へ合流する支川、府県間であれば市管理、そういうところの川の安全度だけではなくて環境もあるんですけれども、そういうところを地域づくりとリンクして、どういうことにしていくのか、そういう中でいろいろため池、あるいは農地なり、また市街化が進展しているところでも防災的な施策、先ほどから出てますように、駐車場にためるとか、校庭にためますよとか、いろんなメニューはいっぱいあるので、そういうところは多分淀川水系の整備計画には当然そういう理念といいますか、いうことは当然取り入れられて当たり前なんですけど、具体化するに当たっては、やはりそこの枝葉になっている支川、あるいは支川の流域、そこら辺がまた非常にまちづくりとか地域づくりに密接に関係しているところかと思いますので、その辺は多分今後どこの川でも整備計画をつくって管理されているわけですから、そういう中で今、松本委員のご指摘があった、よりきめの細かい議論ができると有効になるのかなというふうに思って聞いておりました。

そういう考え方で、松本委員、ご指摘のとおりやるんですが、それを実際取り入れてい

く主体となるのはどこかということになると、それはそれで河川管理者、基本は大臣なんですけれども、都道府県知事が管理を任されたりとか、またそこから外れると地元市町村が管理している川もありますので、そういうところで適材な考え方をはめていって、実際の地域づくりに生かしていくというようなことが大事かなというふうに思って、今のご意見等も聞いておりました。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

## ○志藤副委員長

すみません、いいですか。

## ○中谷委員長

はい、志藤委員、どうぞ。

## ○志藤副委員長

ちょっと僕も一番最初に発言したときに、あわせて言おうと思っていたんですけれども、2つあります。1つは、この流域委員会の中で議論すべき内容としては、計画の進捗というものがあると思うんですけれども、今回、原案変更を行うということで、幾つか新たな項目というものが追加されてきているし、これまでの進捗の中で整理されてきているものもあると思うんです。やはり、一つの焦点として、流域治水というものを今プロジェクト等で進められてきていると思うんですけれども、そこで出た成果とか、あるいはこちらのほうで議論をしている新たな観点であるとかいうものをどういうふうに今後の進捗管理、進捗点検の中に盛り込んでいくのかというのは、例えば今、松本委員がおっしゃっておられるように、もうちょっと費用対効果であるとか、あるいは環境全体の保全であるとかいうものと絡みながら、もちろん治水だけではない流域治水というものの観点とかいうものも提示していくというのが必要だと思うんですが、ちょっとどういうふうに進捗点検の中に盛り込んでいくのかということについては、もう少し議論が必要なのかなというふうには思います。

今回の大戸川ダムの関連はもちろんそうなんですけど、やっぱり基本的な計画全体の見直しを行っているということもありますので、その辺も含めて議論が要るのかなと思います。

それと、前回提案いただいた変更原案の中に流域治水というものの書きぶりみたいなのが幾つか文言が出てくるんですけども、67ページでしたか、一番最後のところの流域治水のところだけ「推進する」というような書きぶりではなくて、もう既に推進しているもの

を、さらに進めるという書きぶりにそこだけなっているんですけれども、何かちょっとそれは統一性を持たれたほうがいいのかなと思います。

一番最初の「はじめに」のところについては、これはこの計画全体の総括的なところなのでいいとしても、ちょっと幾つか、何か本文に出ているところについての表記が若干揺れているような気がしますので、ちょっとそこだけもう一度確認をお願いできればいいかなというふうに思っております。

以上です。

## ○中谷委員長

志藤委員、ありがとうございました。

はい、部長お願いします。

## ○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

ありがとうございます。今、後半に言われた流域治水の書きぶりについては、今、記載 の充実も考えてございますので、その中で表記の適正化を図ってまいりたいと思います。

それから、前半にあった進捗点検の進め方ですけれども、流域治水として取り組んだ内容についてもご報告をさせていただきたいと思います。また、進捗点検の会議の中でご議論いただければいいと思いますが、報告をさせていただいて、ただ、進捗が足りないから頑張れというのを我々近畿地方整備局でない関係者の方がやっている取り組みについて注文されると、ちょっと難しいところがあるかもしれませんが、報告はさせていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

## ○志藤副委員長

はい、了解いたしました。

## ○中谷委員長

ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。はい、上田委員、どうぞ。

### ○上田豪委員

再度の話になるんですが、先ほどもちょっと言いましたが、市町村なり関係機関への流域治水としての整備をもっと協力してくださいということを言ってほしいということを言いましたけれども、この原案を見ていると「支援」という言葉がたくさん出てきています。 先ほども言いましたけれども、例えば、91ページ「地域で守る」。この3)の地域で守るときは、上から3行目にありますように「土地利用の規制・誘導を含めた地域整備方策に ついて河川整備の状況等をふまえて自治体と連携して検討する」と書いてある。「連携」 し検討すると。それから「流域の貯留・浸透機能を維持・強化するため、森林の保全や流 域内貯留施設の整備について関係機関と連携して進める」というぐあいに書いてある。非 常にいいかなとは思うんですが、個々の①②③という形で各論が載っているわけですけれ ども、例えば②のところの「開発抑制等適正な土地利用への誘導、ピロティ方式住居の推 奨、地下空間の建設規制や建設する場合の水害に強い構造への誘導等を推進するため、関 係機関や自治体等に対して技術的支援を行う」ということを書いています。これは技術的 支援ということだけです。

それから、「道路等の盛土構造物等を二線堤等として活用する方策等についても検討する」と、ここは検討すると。これは同じ部局の中に道路の関係部局があるからやと思うんですが「検討する」と書いてます。

その後、「大規模氾濫時の広域避難等を想定した自治体による避難地(高台等)の整備について、関係機関と調整・検討の上、支援する」というぐあいに書いてますけれども、この「支援」が技術的支援とかいう場合は、自治体がやる気があるから「支援」という格好になるわけですけれども、一緒になってこういうことを実現できるように流域協議会で話をしてほしいと先ほど言ったのはこういう意味なんです。

そこを「支援」にとどまらず、一緒にやっていくやと、連携してやっていくんやという ような表現ができるんであれば、そういう形にしてほしい。

その③のところもそうですね。「保水機能・貯留機能の保全・強化、森林等が有する保水機能、貯留機能の保全及び新規・既開発地の保水機能・貯留機能の保全・強化について、自治体等の検討を支援する」という格好になっていますけれども、その下に4つほどいろいろ貯留施設のことが載っています。その中に「支援する」じゃなしに、例えば直轄区間での遊水地の検討とか、そういうようなことも含めて、この4つほど入っているところに書いていく。

主体的にどう取り組むのかと、直轄区間だけじゃなしに市町村の区間、他部局の区間の場所についても、連携してやるというような、そういう書きぶりにならないと、やってくださいよということでとどまってしまうと思いますので、何かいい方向で書きかえていただきたいなというぐあいに思います。

以上です。

### ○中谷委員長

上田委員、ご意見ありがとうございました。今の件に関して事務局から何かコメントは ありますか。

## ○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

用語の適正化というか、我々の取り組みの姿勢の問題もあると思いますけれども、用語については適正化をさせていただいて、実際に一緒に取り組むということは流域治水協議会の中でも、また広く広報する中でもいろいろと流域治水の広がりが見られるように取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

# ○中谷委員長

ありがとうございます。

○上田耕二委員

すいません。

○中谷委員長

上田耕二委員、どうぞ。

## ○上田耕二委員

先ほどの上田委員にも少し関連するんですが、流域治水の地方自治体への負担といいますか、地方自治体が取り組む流域治水というのがやっぱり必要になってくるというか、そういう河川管理者からの要請も多分出てくるんだろうと思います。つきましては、先ほど支援の中で「技術的支援」という言葉が出ているんですが、支援で終わっている部分には財政的な支援というのも、地方自治体とかいうのも含まれてるという理解でいいんですかね。「財政的支援」という言葉を文言にしていただくということは可能ですか。

以上です。

## ○上田豪委員

ぜひ入れていただきたい。

○中谷委員長

はい、部長、どうぞ。

### ○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

先ほどの指摘の中にあった「まちづくりについて支援する」というような書き方をしているところがあるんですけれども、もちろんまちづくり、都市行政の中でも補助制度があって、自治体の取り組みに財政的に支援していることはあります。

ただ、河川行政として財政的に支援しているわけではなく、まちづくり行政として支援

している場合などさまざまあるので、そこは河川法に基づく法定計画の中でどのように書いたら適正なのかということは、ちょっと検討させていただければと思います。

## 〇上田耕二委員

それは、そういうことが現実に行われていると思います。雨水貯留槽の場合は、多分下水道部局から国の支援があるんだと思いますが、手厚い支援とは書けないとは思うんですが、プラス「促進」、あるいは半ば法制化して、つくっていただくために財政支援をプラスアルファする、あるいは国の中で河川部局からそういう意見を例えば下水道部局とかへ盛んに言っていただくとか、そういうこともお願いしたらと思うんですが。

通常の財政支援にプラスアルファとか、そういうイメージでちょっと申し上げているんですが、以上です。ありがとうございます。

### ○中谷委員長

ありがとうございました。先ほど部長もお答えいただいたんですが、基本、きょうで3回目になるんですけれども、整備計画原案に対してということがありますし、なかなか財政的支援について、今の枠組みの中でどこまで書けるかというのは大変難しい問題があるかなと。

## 〇上田耕二委員

わかりました。

### ○中谷委員長

それを打ち破っていくのは流域治水の法制度なりができてきて、また地域ごとには流域 治水の協議会ができ、そういう中でいろんな主体が工夫して、やはりこういう制度が1個 あればずいぶん助かるよねみたいなところにつながっていけば、またそれが実現していけ るのかなと思っておりますし、上田委員もよくご理解の上での発言であったと思うのです が。そういうところでよろしいでしょうか。

### 〇上田耕二委員

すみません、くどいですけど、単に支援だけならそうなんですけど、片や技術的支援と か具体的に書かれていますんで、じゃあ財政支援も書いてほしいなと、こういうぐあいに 思ったわけですが、よくわかりました。ありがとうございます。

以上です。了解しました。

#### ○中谷委員長

ご指摘ありがとうございます。その辺は十分、河川管理者のほうでもそういう気持ちで

もって取り組んでいただきつつも、やはり整備計画案としてはここまでよということになるのかなというのが現実的なところかなと思っておりますので。

上田豪委員、どうぞ。

# ○上田豪委員

今の話はよくわかるんですが、例えばまちづくりで、ためものでも、いろんな形での支援が、下水道法に基づく支援とか、まちづくりの各種法律に基づく助成金とかあると思うんですけれども、そういうことを各市町村とか府県から支援してやというような形で上級の部局へ、国のほうへ話をするにしても、やっぱり河川管理者、整備局のほうからそういう話があったときには積極的にお願いしますよというような、そういうバックアップということも必要かなと。それは、すぐできることかなというぐあいに思います。だから、地方自治体がやることに対して支援するという形は、そういうこともあって、連携というような形のこともとれると思いますので、そういう姿勢をやっぱり前へ出してほしいなというぐあいに思います。

以上です。

#### ○中谷委員長

ご指摘ありがとうございます。当然ノウハウも支援はできます。ただ、それが即、予算的なところになるかというと、それはそれで制度の中で限界があるかなというふうには思いますが、気持ちとしては当然そういうとこにつながるように、何遍も言うてます治水の協議会なりで議論が進めばというふうに思っております。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

実は、きょうは9時から12時までという時間配分をしていただいているんですけれども、 きょうは3回目になりますが、基本的に整備計画の原案に対する意見というところについ ては、もう各委員の皆様からもう出していただいて、それぞれどう対応するかということ も言っていただいていますので、原案に対するところは、もうほぼ委員の皆様から出して いただいたのかなというふうに思っております。

そういう中で、やはり意見、委員会だけでなしにパプコメなり公聴会なりで出てきた意 見についても、当然のことながら今後、整備計画案になる過程において十分反映といいま すか確認、取り組んでいただけるというふうにも考えております。

重ねて言いますけれども、委員会で出た意見、それぞれの会で回答いただいていますとおり反映しますよと。特に、きょうも出ていました、いろいろな言葉遣いなどについても

やっていただけるということでもありますし、そういうことを踏まえて確認ですけども今後さっきも言いましたように、委員会としては3回ですけども、パブコメなりやっていただきました。そういうところについては、案になる過程で十分反映していただくという、事務局に対して確認ですけども、そういう理解でよろしいですかね。

## ○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

これまでいただいたご意見につきましては、住民からの意見も含めまして計画の案に反映させていただきたいと思います。住民の皆様からも、またこの委員会でも、専門家委員会でも多くのご意見をいただいておりますので、それらを踏まえて文章を検討させていただく必要があるので、一字一句までのお約束は今できないんですけれども、いただいたご意見の意図を考慮した形で反映させていただきたいということで考えてございます。

## ○中谷委員長

ありがとうございます。

ということで、当然原案そのものに対して書きぶり等のご意見もありましたし、こういう方向で考えてということもありました。そういうところについては、今後、当然きょうの議論の中でも出ていましたように、進捗とともにそれを点検していくというのも流域委員会の大きな役割でもありますので、今後、案が変更されて、それで進むについてもやはりこういう考え方で途中いろいろ議論しながら、まさにPDCAのサイクルのように検討・確認しながら、またそれを実施に移していくという、そういう繰り返しになろうかなというふうにも思っております。

きょうは、時間設定としてはもう少しあるんですけども、今も確認したとおり、事務局のほうでも意見の反映については当然していきますよということでもありますので、大方の委員の皆様からの意見は頂戴したということで、あと少し、予定の時間ではあるんですけども、最後のほうでは流域治水に関して、かなり入り込んだ議論もできたかなというふうに思います。

その折にも申し上げましたように、多分これは事務局のほうで言うことかもしれませんけれども、直轄区間の整備計画で書ける範囲というのは、おのずと決まってくるということもありますので、それぞれいただいた委員さんの意見、そういう精神を踏まえつつも、書きぶりはまたご検討いただいて、まとめていっていただけるのかなというふうに思っておるんですが。

そういう面で、今回一応この機会については、もう何遍も言うてますが、時間が少しあ

りますけど、ほぼいただいたかなというような考えもありますので。

## ○松本委員

いいですか。

# ○中谷委員長

はい、松本委員、どうぞ。

# ○松本委員

もう、まとめに入られている中で申しわけないんですけれども、12時までと聞いていま したので、ちょっと言ってなかったので。

## ○中谷委員長

はい、どうぞ。

# ○松本委員

学校教育との関わりの件で以前発言させていただいて、それなりに書き方を検討します というような事務局のお答えだったように記憶しているんですけれども。何かそこら辺に ついては、大体どこら辺をというのを考えられているのかということ。

それと、変更原案の40ページになるかと思うんですけれども、具体的なことは、要は「4)子ども達の関わりの促進」というところで出ているのですが、私がちょっと一例をという話を以前させていただいたときに、関連するようなことがここに載っているんです。ここの「4)子ども達の関わりの促進」で「そこで学校等と調整し」という、このあたりで少し弱いのかなという感じがしているんですね。学校現場は非常に追われていて、個々の学校にアクセスするのはなかなか難しい中で、府県及び市町村の教育委員会にやっぱり働きかけないといけないのではないかなと。やっぱり上の教育委員会のほうから各現場に下ろしてもらうという形をとる必要があるのではないかなというふうに考えておりますが、そこら辺は今、事務局のほうではどこら辺まで考えておられるんでしょうか。

### ○中谷委員長

部長、お願いできますか。

### ○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

前回もご意見をいただいていますので、ここの部分については確実に記載の充実を図らせていただきたいと思います。ただ、ちょっと私どものほうで「学校は頼りにならないから教育委員会に言わなきゃいけないな」みたいな、「教育行政の下に言ったんじゃだめだから上に言わなきゃ」というような差し出がましいことは言いにくいところもあるので、

書き方はちょっと検討はさせていただきますが、充実した書き方にさせていただくという ことだけはお約束をさせていただきます。

#### ○中谷委員長

はい、ありがとうございます。松本委員、ということでよろしいでしょうか。先ほども協議会の話なんかしていますけれども、やっぱりこういうボトムアップ的なこともないし、例えば今の状態でいけば今後また少人数学級実現みたいなところもあるので。やはり、そしたらその体制はどうするのというところの具体的なところも並行して進められないと、やっぱり、多分土木系部門が頑張れ、頑張れということになっても、教育系部門としては、趣旨はわかるけれども現実どうするのみたいな、マンパワーはどうやみたいなところも当然絡んでくるし、やっぱりそういう法体系ができるとともに、それが地域づくりだけでなしに、人の教育部門にもやっぱりこういうことは必要よという、そういう流れになってくるのが必要かなというふうなことも思っています。

まとめといいますか、私が内容までまとめるわけではなくて、委員の皆さんの意見を聞く機会としては、もうほぼいただいたと思うので、このあたりで一旦終わらせていただいてもいいのかなと考えて先ほど来の発言をしたところであります。

いやいや、これは言っておくぞという委員の皆様、ありました当然ご発言、もちろんま だ時間内ではありますので。

はい、上田委員、どうぞ。

### 〇上田耕二委員

感想とか、そんなんでもいいですか。

## ○中谷委員長

どうぞ。

#### 〇上田耕二委員

私ごとであれなんですが、実は私はちょっと体調が優れないということで、今回で退任 をさせていただくということで事務局にもお伝えをさせていただいています。

今回、変更原案を作成するに当たって率直に私が感じたことをちょっと申し上げさせて いただきたいと思います。

前回、10年ほど前ですかね、このときは非常に向かい風というか、そういった中で随分の時間とお金も結構かけたと思うんですが、現行の整備計画が出来上がってきて、本当に長い期間、整備計画に作成する期間を要したと思ってます。今回は、本当に短期間で、ま

してやコロナ禍とか、あるいは、たまたまこの人事異動の時期になって、追い風もあると 思います。10年前のことを思いますと、追い風もあると思います。この追い風についても、 これは気象変動もその一因だと思いますが、河川管理者がこの10年の間、いろんな取り組 みをされてきた。例えば、ダムカードとかダムカレーでもそうだと思います。地道なこの ソフトの取り組みが、やっぱりこの追い風を招いているというふうに私は思っております。

今回のこの変更原案を見せていただいても、河川管理者の現在の異常気象に対する危機 感といいますか、あるいはやらないかんという、その意気込みとか、そういうことを感じ 取れる部分が私はたくさんございまして、河川管理者にエールといいますか、こういう感 想を申し上げて、率直な思いをお伝えさせていただいたところでございます。

以上でございます。

### ○中谷委員長

上田委員、どうもありがとうございます。お疲れさまです。 はい、小川委員、どうぞ。

## ○小川委員

すいません、小川です。

きょうは、流域治水のお話が中心だったので、あまり私は発言する機会がなかったんですけど、これまでの委員会で述べてきた意見に重なるんですが、ちょっと環境保全に関して強調しておきたいなと思って発言をさせていただきます。

ため池と水田とか、生物多様性を守るという意味で堤内地にも非常に重要な場所がある わけですけれども、やっぱり河川内の環境というのは非常に意識していきたいなと。

「はじめに」を映せますでしょうか。環境保全に関する理念ですけど、変更案、現行のものと何も触られていない場所ですが、その2つ目の丸なんですが、ここを読んでいただくと非常にいいことが書いてあります。「『生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる』との考え方のもと」と書いてあるんですね。「淀川水系を次世代に適切に引き継げるよう努める」と、その後には連続性のことが書かれていまして、この理念は非常にすばらしいものだなと改めて今読んで思っているんですけれども。

やっぱりこの部分、どうしても水害・災害が頻発していますので、治水に意識が行きが ちですけど、その反対側にはやっぱり環境保全、ここに書かれている理念のもとにあって ほしいなというふうに思います。

具体的には「ワンド倍増計画」、現行案にはそれが書かれていて、その計画がほぼ完了

に近づいているので、次のものはその計画が外れて「整備したワンドの保全に努める」というふうに変わっているんですけど、これもこれまでに申し上げた意見ですが、河道掘削をすれば、この連続性が失われるワンドが出てくるはずなんですね。だから、もうできたからといって、それでいいではなくて、この理念に書かれている、やっぱり淀川水系の本来の生態系はどんなものなのかと常に意識しながら今後の河道整備を進めていっていただけたらなと思います。

以上です。

# ○中谷委員長

小川委員、ありがとうございました。環境面から非常に重要なところの指摘をいただい たなと思っております。

この件に関しては、当然事務局のほうでも異論はないことだと思いますし、「はじめに」に書かれているとおりの精神でもって、実際に例えば具体的に掘るときには、どういう工夫をするかとか、そういうことを当然考えていただけるというふうにも思いますし、こういう進め方でいいのかというのは、やはりこれから繰り返されていく進捗点検の中で十分な確認をしていくというということになろうかと思います。というようなところで、事務局、よろしいでしょうか。

#### ○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

上田委員と小川委員から防災面でのエール、それから環境面でエールをいただいたと思っておりますので、しっかり受けとめて、この整備計画の「はじめに」に書いてある理念に沿って具体的な取り組みを進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

## ○中谷委員長

ありがとうございます。

上田豪委員、どうぞ。

### ○上田豪委員

今の治水の面と、それから環境の面でいろいろ発言があったと思うんです。特に環境の面で、理念のところに連続性の修復というようなことで非常にいいことが書いてあるということなんですが、これは決して環境の面の理念だけやなしに、川と人とのつながりについての理念でもあるわけですね。この中にも書いてあるわけです。

私は今回、資料2-1の後ろのほうに書面で出した意見のことが5ページと6ページに 書いてますね。それから、それに付随して別紙1と2と私が書いた文章を載せていただい ているんですけれども、今、縦方向の連続性の話が出ましたけれども、横断方向の連続性 の修復としてワンドの倍増計画ができたと、終わったでと、それで今後もちょっとやって いくよというようなことが書いてあるんです。

この書面に出したから今ちょっと発言しなかったんですけれども、実際に鳥飼大橋から 枚方大橋までの間の、特に本川の中流域、特に左岸ですが、ここはずっとコンクリート護 岸です。前も発言しまたが、ずっとコンクリート護岸です。それで、点野でワンドを再生 したということがありますけれども、これは実験ワンド的な細長い、本当に細長いワンド です。点野ワンド自身が、ワンドが埋められて、公園にならなくて残った部分だけのワン ドが残っているわけですけれども、その下流に細長く再生されたと。それから、枚方のほ うの三矢のワンドも同じような細長いところしかできていないと。

この中流域の左岸のところは、ずっとワンドなしのままになっているわけです。ここが 川と人とのつながりの中で自然環境と、それから歴史的な環境、川と人とのつながりが 「地域と共に歩み育んできた特有の歴史・文化を有し、地域にとって貴重な共有の財産で あることに鑑み」と、河川整備を進めていく必要があると。「その際、川が生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境であることを地域の共通認識として、できるだけ多くの人々に川に関心を持っていただき、川に直接ふれていただき、川のことを自ら考え、行動していただけるよう、住民参加型の取り組みを推進する」と書いています。これは、住民参加のプログラムのことで終わっていますけれども、中流域では川を地域の歴史的財産、地域に残された貴重な自然環境と感じないんですね。公園しかないわけです。その間に残されたとこがあるかと言うたら、ワンドの埋め残されたところが少しあるだけと。そして、修復されたところは細長いワンドだけ。

そういう意味では、この中流域について、公園分まで切り込んだワンドの再生と、それから多目的広場、野草地区等で下げられるとこはワンドにならなかっても基盤を下げるということで、治水、それから環境の横断方向の連続性の修復というようなことも、こうして私は意見として出したわけですけれども、「計画の案に反映予定」と書いてるから、僕は言わなかったんですけれども。ぜひ、そういうことがこの地域の住民にとって貴重な財産となるように、なるべくそういうことを実施していただきたいということを僕は言ってますので、またこの資料のほうも、資料2-1の後段のほうの書面で提出された意見と対応方針ということで5ページ、6ページと別紙のところもちょっと参考にして、どう具体的に書いていただけるのか、その話も本当は聞きたかったということです。

## ○中谷委員長

上田委員、ありがとうございました。

部長、お願いします。

## ○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

ちょっと表の説明を十分にしませんでしたけれども、資料2-1に書いてあるものも、別紙につけていただいた別紙1も別紙2も、私も含め担当一同で熟読させていただいた上で、この委員会に臨ませていただいていますし、案には確実に、先ほど来申し上げているとおり、文章を今の時点でどうというお約束は難しいんですけれども、連続性のところ、あるいは川と人とのつながりのところ、あるいは公園のところとか記載を検討させていただきたいと思いますので、意図を汲んだ形で反映させていただくということはお約束させていただきます。

## ○上田豪委員

ありがとうございました。

#### ○中谷委員長

はい、ありがとうございました。今ほど、部長からお答えをいただきました。意図を汲んだ形で反映させるというお言葉をいただいていますので、先ほど来、繰り返しておりますとおり、意見の反映ということの約束をいただいているということになろうかと思っております。

そういうところで、冒頭、初めのほうでも水循環法をどうのこうのというお言葉もありましたし、それに流域治水の関連の法案も審議されているところ、また私も申し上げましたけれども、琵琶湖の保全と再生に関する法律というのも進行中でありますので、当然、河川法でいう整備計画との役割分担はあって当たり前なんですけれども、精神的といいますか、その背景といいますか、その目指すところというのは大いに重なる部分もあろうかと思いますので、そこら辺は住民の意向を汲み取って整備計画案をつくっていただけたらなと思っております。

というところで、今回3回続けてまいりましたけども、一応最後のほうで部長にも言っていただいたように、重なりますけど反映していくという言葉もいただきました。

あと、委員の皆様、どうでしょうか。もしも、最後にこれだけは言ってくれというようなことがありましたらお伺いしますが。

よろしければ、ちょっときょうは予定の時間より少し早いんですけれども、委員の皆様

からご意見いただき、きょうもしっかりとお伝えいただいたところと思いますので、一旦、 私の役目はここまでとさせていただいて、事務局へお返ししたいと思います。

ありがとうございました。

○事務局(近畿地方整備局 河川部長 豊口)

委員長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様には貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

これまで流域委員会や住民の皆様からいただいた意見を踏まえまして、河川整備計画、今は変更原案ですけれども、変更案の作成を進めてまいりたいと考えてございます。

河川整備計画変更案を公表する際には、どのように意見を反映したかについても、できるだけわかりやすくお示ししたいと考えておりますし、流域委員会の中でも進捗点検等の機会を使いましてご説明をさせていただきたいと考えております。

ありがとうございます。

# 3. 閉会

○事務局(近畿地方整備局 河川部河川計画課 課長補佐 森田)

どうもありがとうございました。本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認い ただいた後に、ホームページで公表させていただきます。

これをもちまして、淀川水系流域委員会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

〔午前11時45分 閉会〕